

盛岡市子ども・若者育成支援計画（案）について

平成 27 年 2 月 16 日
市 民 部

1 策定の目的（P 4）

本市では、家庭や学校、地域、職場、行政の連携を強化しながら、青少年施策を推進するため、平成 17 年度に策定した「新青少年健全育成計画」のもとで取組を進めてきました。

こうした中、国では平成 22 年 4 月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、子ども・若者育成支援施策の包括的推進の枠組みが整備されるなど、子ども・若者に関わる行政施策は、大きな転換期を迎えています。

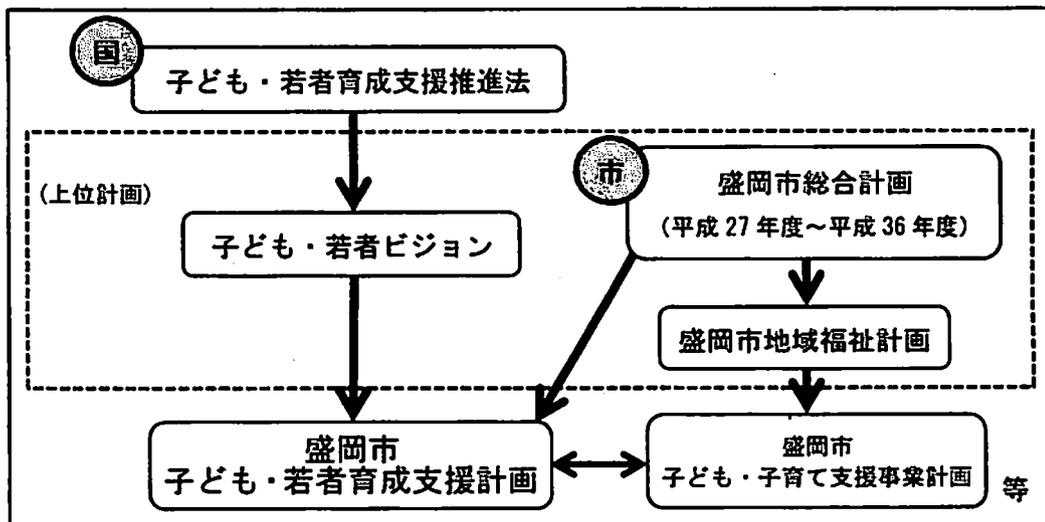
本計画は、平成 26 年度までの現計画「新青少年健全育成計画」の成果を継承しながら、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子ども・若者ビジョン」の趣旨を踏まえ、歩調を一にしながら将来を担う盛岡市の子ども・若者の育成・支援を総合的かつ計画的に進めるために策定するものです。

2 計画の位置付け（P 4）

本計画は、「子ども・若者育成支援推進法」第 9 条第 2 項に基づき、「市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画」に位置付け、国の「子ども・若者ビジョン」との整合を図ることとします。

また、子ども・若者育成支援に関する施策については、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用などの分野の壁を超え、互いに連携・協力して支援ができるよう包括的な計画とします。

なお、この計画は、盛岡市総合計画の将来像『ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡』の基本目標「人がいきいきと暮らすまちづくり」及び「人を育み未来につながるまちづくり」の実現に向けた個別計画としても位置付けられ、「盛岡市子ども・子育て支援事業計画」等、関連する市の計画とともに推進するものです。



3 計画の期間（P5）

平成27年度から平成36年度までの10年間とします。

ただし、計画の進捗状況や子ども・若者を取り巻く社会情勢の変化に応じて、おおむね5年を目途に、必要な見直しを行うものとします。

4 対象の範囲（P5）

0歳からおおむね30歳未満としますが、雇用など特定の分野においては、社会的自立に困難を抱える30歳代も本計画の対象とします。

法令等の名称	呼称等	1	6	12	14	15	18	20	30	35	40		
子ども・若者育成支援推進法(*1)	子ども・若者	■											
	青少年	■											
子ども・若者ビジョン(*2)	子ども	乳幼児期	■										
		学童期	■										
	若者	思春期	■										
		青年期	■										
		ポスト青年期	■										
			■										
児童福祉法	児童	■											
	乳児	■											
	幼児	■											
	少年	■											

注(*1) 法令上の規定なし。内閣府では、子ども・若者の範囲は「0歳から30歳代のものを含む」としている。

(*2) 思春期の上限はおおむね18歳。青年期の上限はおおむね30歳未満としているが、特定の分野においては、青年期を過ぎた40歳未満の若を含む。

5 基本理念及び基本目標（P19）

(1) 基本理念

国の「子ども・若者ビジョン」を踏まえ、本計画における基本理念を次のとおりとします。

多くの主体が連携・協力して「子ども・若者」一人ひとりに寄り添い、すべての「子ども・若者」が健やかに育ち、自立し、活躍できるまち“もりおか”を目指します。また、基本理念の実現を目指すためスローガンを次のとおりとします。

未来へのかけ橋“子ども・若者”を みんなで支え、育てるまち“もりおか”

(2) 基本目標

基本理念の実現に向け、3つの基本目標を掲げて計画を推進します。

基本目標1 すべての子ども・若者の活躍を支援します 【活躍支援】

基本目標2 困難を有する子ども・若者の自立を目指します 【自立支援】

基本目標3 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支える環境を整えます 【環境整備】

6 施策の体系 (P21)

基本目標	基本施策	施策の方向性	
1 すべての子ども・ 若者の活躍を支援 します 【活躍支援】	(1) 子ども・若者の自 己形成支援	ア 日常生活能力の習得	
		イ 多様な活動機会の提供	
		ウ 学力・体力・情報活用能力の向上	
	(2) 子ども・若者の社 会参加支援	ア 社会形成への参画支援	
		イ 社会参加の促進	
		ウ 国際交流・国際理解の促進	
	(3) 子ども・若者の健 康と安心の確保	ア 健康の確保・増進	
		イ 相談体制の充実	
	(4) 若者の就労支援	ア 就業能力・意欲の向上	
		イ 就労等支援の充実	
	2 困難を有する子ど も・若者の自立を 目指します 【自立支援】	(1) 困難な状況ごとの 取組	ア ニート、ひきこもり、不登校の子ども・ 若者への支援
			イ 障がいのある子ども・若者への支援
ウ 非行・犯罪に陥った子ども・若者への 支援			
エ 子どもの貧困問題への対応			
オ 特に配慮が必要な子ども・若者への支 援			
(2) 子ども・若者の被 害防止・保護		ア 児童虐待防止対策	
		イ 子ども・若者の福祉を害する犯罪対策	
		ウ いじめ被害、自殺対策	
		エ 虐待、犯罪被害者対策	
3 子ども・若者の健 やかな成長を社会 全体で支える環境 を整えます 【環境整備】	(1) 社会全体で支える 環境の整備	ア 家庭、学校及び地域の連携強化	
		イ 多様な主体による取組の推進	
		ウ 地域における多様な担い手の育成	
		エ 子育て支援等の充実	
		オ 子ども・若者を取り巻く有害環境等へ の対応	
	(2) 大人社会のあり方 の見直し	ア ワーク・ライフ・バランスの実現	
		イ 人権意識の向上	

7 施策の展開（P22～44）

基本目標1 すべての子ども・若者の活躍を支援します【活躍支援】

(1) 子ども・若者の自己形成支援

- ア 日常生活能力の習得
 - ・基本的な生活習慣の形成
 - ・コミュニケーション能力や規範意識等の向上
- イ 多様な活動機会の提供
 - ・地域での多様な活動
 - ・生涯学習への対応
 - ・読書活動の推進
- ウ 学力・体力・情報活用能力の向上
 - ・基礎学力の確立
 - ・体力の向上
 - ・学校教育における情報化の推進
 - ・学校・地域の連携

(2) 子ども・若者の社会参加支援

- ア 社会形成への参画支援
 - ・社会形成・社会参加に関する教育の推進
 - ・子ども・若者の意見表明機会の確保
- イ 社会参加の促進
 - ・ボランティアなど社会参加活動の推進
- ウ 国際交流・国際理解の促進
 - ・国際交流活動の推進
 - ・国際理解教育の推進

(3) 子ども・若者の健康と安心の確保

- ア 健康の確保・増進
 - ・小児医療の充実
 - ・思春期特有の課題への対応
 - ・健康教育の推進
- イ 相談体制の充実
 - ・学校における相談体制の充実
 - ・地域における相談，医療機関への対応
 - ・行政における相談の実施

(4) 若者の就労支援

- ア 就業能力・意欲の向上
 - ・職業的自立に必要な能力の形成
 - ・能力開発

イ 就労等支援の充実

- ・高校生等に対する就職支援
- ・大学生等に対する就職支援等
- ・職業的自立に向けての支援
- ・起業支援

基本目標2 困難を有する子ども・若者の自立を目指します【自立支援】

(1) 困難な状況ごとの取組

ア ニート、ひきこもり、不登校等の子ども・若者への支援

- ・地域において支援するための取組
- ・ニート等の若者への支援
- ・ひきこもりへの支援
- ・不登校の子ども・若者への支援
- ・心の問題への対応
- ・高等学校中途退学者等への支援

イ 障がいのある子ども・若者への支援

- ・障がい（身体、知的、精神）のある子ども・若者への支援
- ・発達障がいのある子ども・若者への支援
- ・障がい者に対する就労支援等

ウ 非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援

- ・非行防止、相談活動等
- ・薬物乱用防止
- ・更生保護、自立・立ち直り支援
- ・いじめ・暴力対策

エ 子どもの貧困問題への対応

- ・経済的困難を抱える家庭等への支援
- ・ひとり親家庭への支援
- ・世代を超えた貧困の連鎖の防止

オ 特に配慮が必要な子ども・若者への支援

- ・非行少年の立ち直り支援
- ・外国人の子どもの教育の充実等
- ・性同一性障害等への支援
- ・10代の親への支援

(2) 子ども・若者の被害防止・保護

ア 児童虐待防止対策

- ・相談体制の充実
- ・保護者等を対象とする教育の充実

イ 子ども・若者の福祉を害する犯罪対策

- ・相談体制の充実
- ・予防啓発の実施
- ・保護体制の充実

ウ いじめ被害，自殺対策

- ・相談体制の充実

エ 虐待，犯罪被害者対策

- ・相談体制の充実
- ・保護体制の充実

基本目標3 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支える環境を整えます【環境整備】

(1) 社会全体で支える環境の整備

ア 家庭，学校及び地域の連携強化

- ・家庭教育の支援
- ・家庭・地域と一体となった学校の活性化
- ・教育・相談の体制や機能の充実

イ 多様な主体による取組の推進

- ・相談体制の充実
- ・民間団体等の育成支援の取組の促進
- ・多様な主体によるネットワークの構築

ウ 地域における多様な担い手の育成

- ・青少年リーダー等の育成
- ・民間協力者の確保
- ・同世代による相談・支援
- ・子ども・若者自身のネットワークの形成支援

エ 子育て支援等の充実

- ・子どもと子育てを応援する社会の実現に向けた取組

オ 子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応

- ・有害環境等への対応

(2) 大人社会のあり方の見直し

ア ワーク・ライフ・バランスの実現

- ・就労環境の改善

イ 人権意識の向上

- ・命を大切にす活動の推進
- ・虐待等を行った保護者等への対応
- ・家族や地域の大切さ等についての理解促進

7 計画の推進体制及び進行管理

(1) 推進体制

この計画に掲げる施策の効果的推進を図るために、「盛岡市子ども・若者行政推進連絡会議」において、各部局が実施する施策や事務事業との連携の確保や実施状況の把握、情報交換と共有を行い、庁内で一体として計画の推進を図ることとします。

また、地域、教育・福祉・医療・警察等関係機関のほか、市内の子ども・若者の育成支援に関わる民間団体やボランティアなど、多様な主体と連携しながら市民協働により計画を推進します。

(2) 進行管理

この計画の実効性を確保するために指標を設定し、進捗状況について調査・検証して「盛岡市青少年問題協議会」に報告するとともに、市民に公表します。

8 これまでの経過及び今後のスケジュール

平成 26 年	2 月	14 日	平成 25 年度第 2 回盛岡市青少年問題協議会
	8 月	5 日	平成 26 年度第 1 回盛岡市青少年問題協議会
	11 月	7 日	平成 26 年度第 2 回盛岡市青少年問題協議会
	11 月	10 日	政策形成推進会議
	11 月	13 日	市議会総務常任委員会
	11 月	19 日	青少年行政推進連絡会議（子ども・若者行政推進連絡会議に改編）
平成 27 年	1 月	22 日	平成 26 年度第 3 回盛岡市青少年問題協議会
	1 月	26 日	政策形成推進会議
	2 月	2 日	庁議
	2 月	16 日	市議会全員協議会
	2 月	17 日	パブリックコメント
	～3 月	10 日	
	3 月	下旬	市長決裁

未来へのかけ橋“子ども・若者”を
みんなで支え、育てるまち“もりおか”

盛岡市

子ども・若者育成支援計画(案)

平成27(2015)年度～平成36(2024)年度



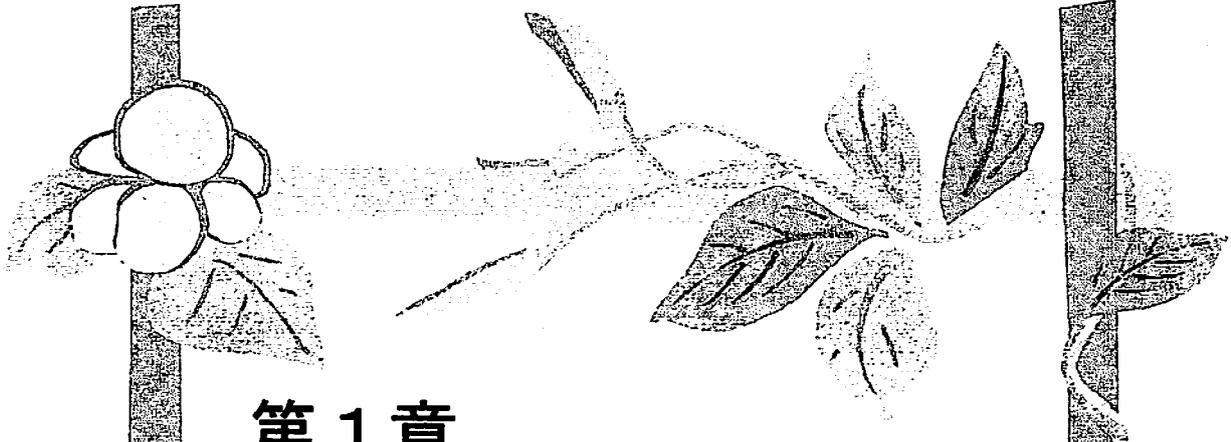
盛岡市



目 次

第 1 章	計画の基本的事項	1
第 1 節	計画策定の背景	2
第 2 節	計画策定の目的	4
第 3 節	計画の位置付け	4
第 4 節	計画の期間及び名称	5
第 5 節	対象の範囲	5
第 2 章	現状と課題	6
第 1 節	現状	7
第 2 節	課題	13
第 3 章	基本理念と基本目標	18
第 1 節	基本理念	19
第 2 節	基本目標	19
第 4 章	施策の展開	20
第 1 節	施策の体系	21
第 2 節	基本目標の達成に向けた施策の展開	22
	基本目標 1 すべての子ども・若者の活躍を支援します	22
	（1）子ども・若者の自己形成支援	
	（2）子ども・若者の社会参加支援	
	（3）子ども・若者の健康と安心の確保	
	（4）若者の就労支援	
	基本目標 2 困難を有する子ども・若者の自立を目指します	32
	（1）困難な状況ごとの取組	
	（2）子ども・若者の被害防止・保護	
	基本目標 3 子ども・若者の健やかな成長を 社会全体で支える環境を整えます	40
	（1）社会全体で支える環境の整備	
	（2）大人社会のあり方の見直し	

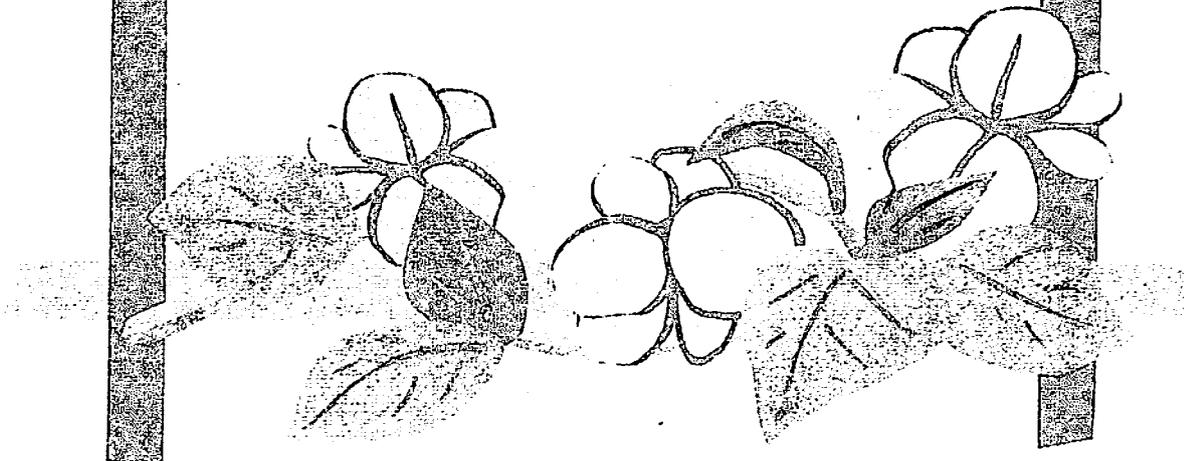
第5章	計画の推進に向けて	45
第1節	計画の推進体制	46
第2節	計画の進行管理	46
巻末資料		47
資料1	盛岡市子ども・若者育成支援計画策定の経過	48
資料2	子ども・若者育成支援推進法	49
資料3	盛岡市青少年問題協議会設置条例	56
資料4	盛岡市子ども・若者行政推進連絡会議要領	58
資料5	青少年行政のあゆみ	59
資料6	もりおかユース塾公開講座（平成23年度） 斎藤環氏 湯浅誠氏 対談録 テーマ「ニート・ひきこもり・貧困を考える」	60
資料7	用語解説	74



第 1 章

計画の基本的事項

第 1 節	計画策定の背景	2
第 2 節	計画策定の目的	4
第 3 節	計画の位置付け	4
第 4 節	計画の期間及び名称	5
第 5 節	対象の範囲	5



第1節 計画策定の背景

「盛岡市子ども・若者育成支援計画」を策定するにあたって、青少年健全育成をめぐる社会経済情勢の変化に伴う国や県、そして本市の施策の展開について振り返ります。

青少年育成施策大綱の策定（2003（平成15）年）

昭和30年代以降の高度経済成長と急速な都市化により、多くの国民が経済的な豊かさを享受する一方で、人間関係の希薄化や価値観の多様化は、個人や家族を単位とする社会構造へ転換する要因となり、青少年の健全育成についても、全国一律的な取組から社会経済情勢や地域性に合わせたきめ細かい対応が求められることとなりました。

しかしながら、少子・高齢化、都市化、情報化など我が国社会の急激な変化に対して、必ずしも効果的かつ十分な対応がとられたとはいえず、社会的自立の遅れや非行等青少年をめぐる様々な問題を生じさせることとなりました。

このような状況の中で、国は21世紀を担う青少年の育成にかかる基本理念とおおむね5年を目途とする中長期的な方向性を示すものとして、2003（平成15）年12月に、「青少年育成施策大綱」を初めて策定しました。

この大綱は、青少年が挑戦と試行錯誤を重ねながら、社会的に自立した個人として成長するよう支援することなどの基本理念と、乳幼児期から青年期までの成長段階ごとの課題を踏まえた施策の基本的な方向性を示しています。また、青少年の健全育成について、大人が大人社会の在り方について見直し、すべての組織及び個人がそれぞれの役割及び責任を果たしつつ、相互に協力しながら取り組むことが必要であるとしています。

盛岡市青少年健全育成計画から新盛岡市青少年健全育成計画へ（2001（平成13）年～2005（平成17）年）

本市においては、2001（平成13）年3月に「盛岡市青少年健全育成計画」を策定し、青少年を人間的成長の可能性を持つ独立した人格としてどのように支援できるのかという視点から、家庭や学校、地域、行政が連携し青少年の健全育成に努めてきました。

さらに、2005（平成17）年には「盛岡市青少年健全育成計画」の成果を継承するとともに、国の「青少年育成施策大綱」も配慮した「新盛岡市青少年健全育成計画」を策定しました。

「新盛岡市青少年健全育成計画」においては、文化、スポーツなど様々な分野で挑戦・活躍している青少年がいる一方で、非行や不登校、ひきこもり、児童虐待、就労の不安定化など様々な問題が深刻化している状況に鑑みて、青少年の健全育成をより効果的、総合的に進めていくために、家庭や学校、地域、企業、行政が共通の現状認識のもとに、より一層連携を強化して青少年施策を積

.....
極的に推進してきました。

子ども・若者育成支援推進法の施行及び子ども・若者ビジョンの策定（2010（平成22）年）

しかしながら、少子化、核家族化の一層の進行による家庭環境の変化や、長期化する景気低迷による労働環境の悪化、情報機器の急激な発達と普及、児童虐待の増加、いじめや少年による重大事件の発生、有害情報の氾濫、地域社会での人間関係の希薄化など、社会全体でそれまでなかったような変化が生じ、子ども・若者を取り巻く環境がさらに多様化、複雑化しています。

また、ニート（若年無業者）やひきこもりについて社会で広く認識されるとともに、不登校、貧困など子ども・若者の抱える問題の原因が複合的であることも理解されるようになってきました。

そのため、従来の個別分野における縦割りの対応では限界があることから、国は、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みを整備して、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するネットワーク整備を進めようと、2010（平成22）年4月に「子ども・若者育成支援推進法」を施行し、「青少年育成施策大綱」を廃止して、2010（平成22）年7月「子ども・若者ビジョン」を策定しました。

それまでの青少年施策は、おおむね30歳未満を対象としていましたが、ニート（若年無業者）やひきこもりなど、自立できないまま年齢を重ねている若者の現状を踏まえ、「子ども・若者ビジョン」においては、雇用など特定の施策分野においては30歳代も対象とし、すべての子ども・若者の成長・発達を応援するとともに、困難を抱えている子ども・若者がその置かれている状況を克服できるよう支援することとしています。

盛岡市子ども・若者育成支援計画の策定（2014（平成26）年）へ

岩手県では、国の動きを受けて、2005（平成17）年度に策定した「いわて青少年育成プラン」を2011（平成23）年度の改定時に「都道府県子ども・若者育成支援計画」に位置付け、「人づくり」、「地域づくり」、「環境づくり」を重点課題に取り組んでいます。

本市においては、「子ども・若者育成支援推進法」の施行を受け、2012（平成24）年度から子ども・若者の支援者・団体を対象にスタートした「もりおかユース塾」がきっかけとなり、2013（平成25）年度には、子ども・若者を支援する民間団体のネットワーク「もりおかユースネット」が創設され、講座形式での学習に加えて、団体相互の情報提供など連携を深めてきました。

第2節 計画策定の目的

本市では、家庭や学校、地域、職場、行政の連携を強化しながら、青少年施策を推進するため、2005（平成17）年度に策定した「新青少年健全育成計画」のもとで取組を進めてきました。

こうした中、国では2010（平成22）年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、子ども・若者育成支援施策の包括的推進の枠組みが整備されるなど、子ども・若者に関わる行政施策は、大きな転換期を迎えています。

本計画は、2014（平成26）年度までの現計画「新青少年健全育成計画」の成果を継承しながら、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子ども・若者ビジョン」の趣旨を踏まえ、歩調を一にしながら将来を担う盛岡市の子ども・若者の育成・支援を総合的かつ計画的に進めるために策定しようとするものです。

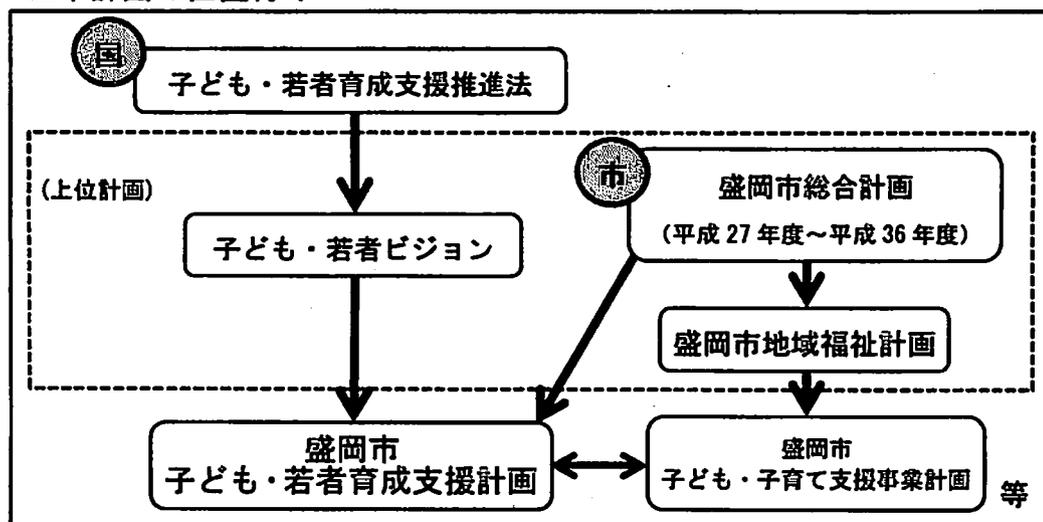
第3節 計画の位置付け

本計画は、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づき、「市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画」に位置付け、国の「子ども・若者ビジョン」との整合を図ることとします。

また、子ども・若者育成支援に関する施策については、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用などの分野の壁を超え、互いに連携・協力して支援ができるよう包括的な計画とします。

なお、この計画は、盛岡市総合計画の将来像『ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡』の基本目標「人がいきいきと暮らすまちづくり」及び「人を育み未来につなぐまちづくり」の実現に向けた個別計画としても位置付けられ、「盛岡市子ども・子育て支援事業計画」等、関連する市の計画とともに推進するものです。

■本計画の位置付け



第4節 計画の期間及び名称

計画期間は、2015（平成27）年度から2024（平成36）年度までの10年間とし、計画の進捗状況や子ども・若者を取り巻く社会情勢の変化に応じて、おおむね5年を目途に見直しを行います。

名称は、「子ども・若者育成支援推進法」の趣旨を踏まえ、「盛岡市子ども・若者育成支援計画」とします。

第5節 対象の範囲

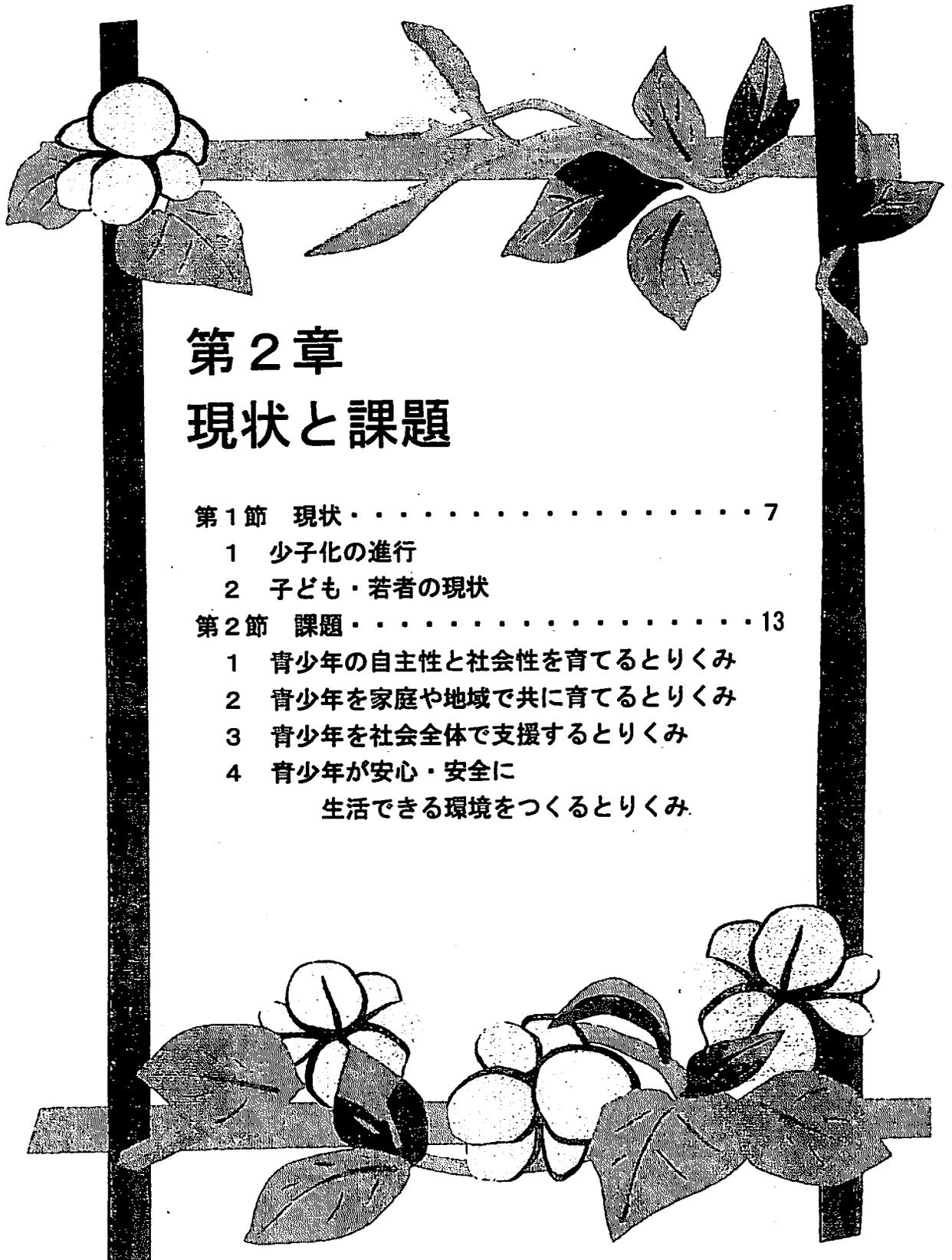
0歳からおおむね30歳未満としますが、雇用など特定の分野においては、社会的自立に困難を抱える30歳代も本計画の対象とします。

【法令等の呼称と年齢区分】

法令等の名称	呼称等	1	6	12	14	15	18	20	30	35	40	
子ども・若者育成支援推進法(*1)	子ども・若者	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
	青少年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
子ども・若者ビジョン(*2)	子ども	乳幼児期	■	■	■	■						
		学童期		■	■	■	■					
	若者	思春期				■	■	■	■			
		青年期						■	■	■	■	■
		ポスト青年期									■	■
											■	■
児童福祉法	児童	■	■	■	■	■	■	■				
	乳児	■										
	幼児	■	■	■	■							
	少年			■	■	■	■	■				

注(*1) 法令上の規定なし。内閣府では、子ども・若者の範囲は「0歳から30歳代のもを含む」としている。

(*2) 思春期の上限はおおむね18歳。青年期の上限はおおむね30歳未満としているが、特定の分野においては、青年期を過ぎた40歳未満の者を含む。



第2章 現状と課題

- 第1節 現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - 1 少子化の進行
 - 2 子ども・若者の現状
- 第2節 課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - 1 青少年の自主性と社会性を育てるとりくみ
 - 2 青少年を家庭や地域で共に育てるとりくみ
 - 3 青少年を社会全体で支援するとりくみ
 - 4 青少年が安心・安全に
生活できる環境をつくるとりくみ

第1節 現状

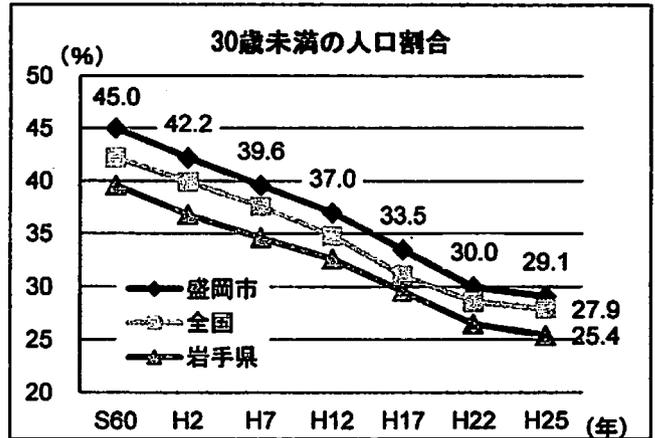
1 少子化の進行

盛岡市の2010（平成22）年の国勢調査人口は298,348人です。

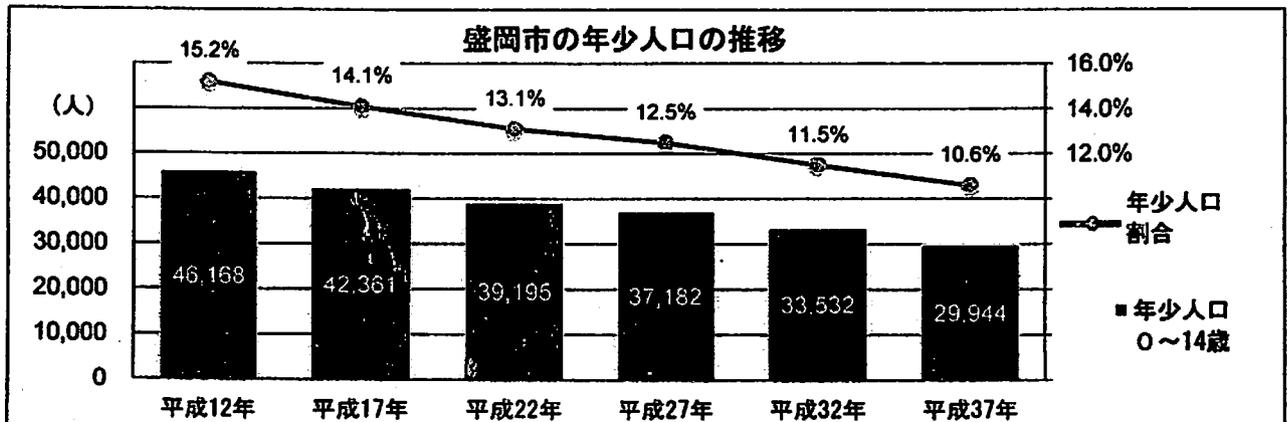
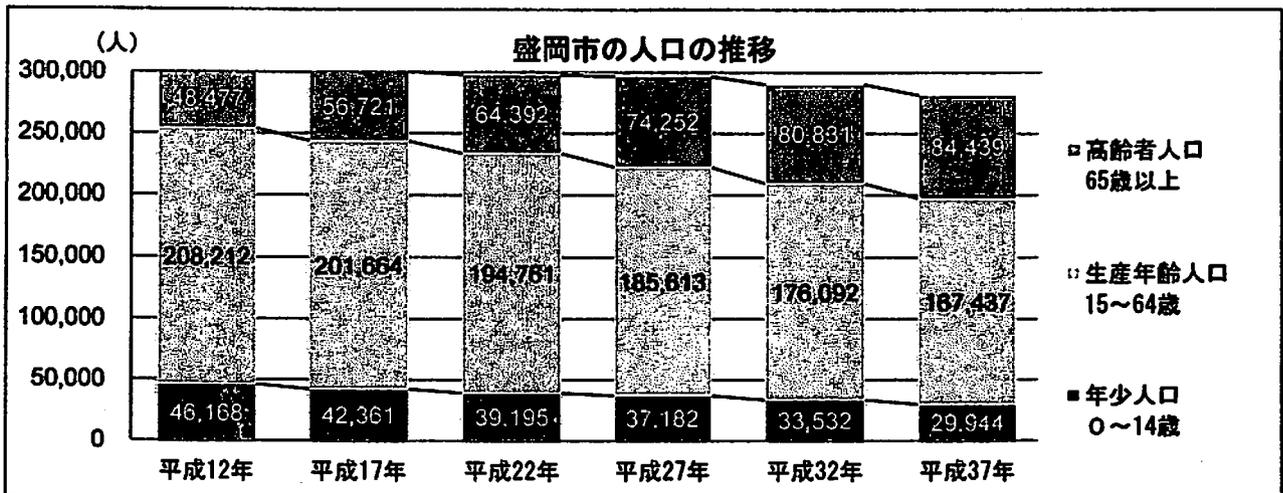
この人口は、今後減少が見込まれ、2025（平成37）年には281,820人になると予想されています。

盛岡市の30歳未満人口の割合を、全国及び岩手県と比較すると、減少傾向は同じですが、岩手県の割合が25.4%、全国が27.9%と本市より低くなっています。

このことから、少子化が急速に進んでおり子ども・若者を取り巻く環境が変わってきていることがわかります。



資料 総務省国勢調査・人口推計 岩手県人口移動報告年報より



資料 平成12年～平成22年は国勢調査 平成27年～平成37年は盛岡市総合計画より

(注) 2000（平成12）年、2005（平成17）年は旧玉山村の人口を加えている。

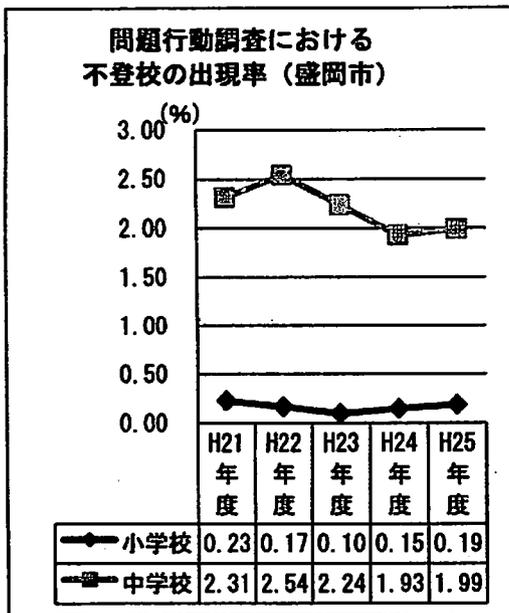
2. 子ども・若者の現状

(1) 中学校に入り不登校となる子どもが多い

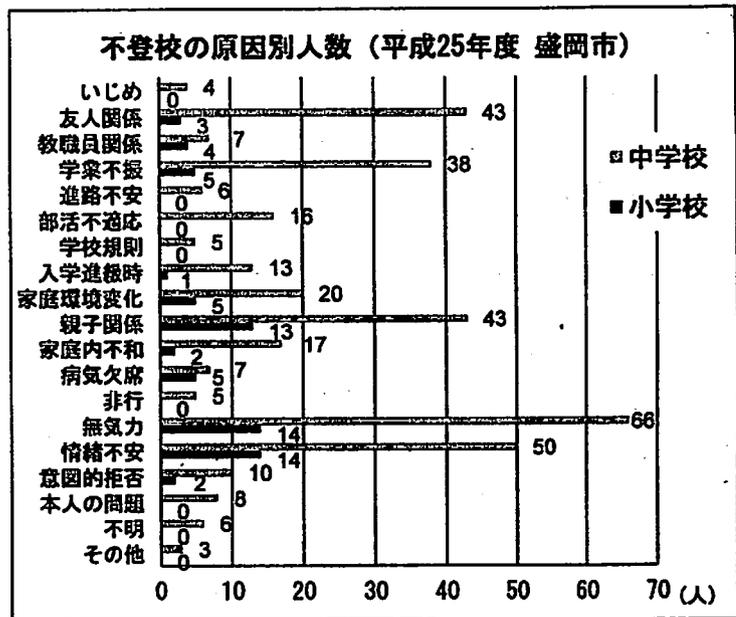
盛岡市立の小中学校で、不登校を理由に30日以上学校を欠席した児童生徒の割合は、2013（平成25）年度は小学校が0.19%、中学校が1.99%です。

学年別の不登校児童生徒数は、新しい環境となる中学1年生で多くなっています。この中学1年生の不登校生徒数は減少傾向にあったものが、2013（平成25）年度で40人とやや増加しています。

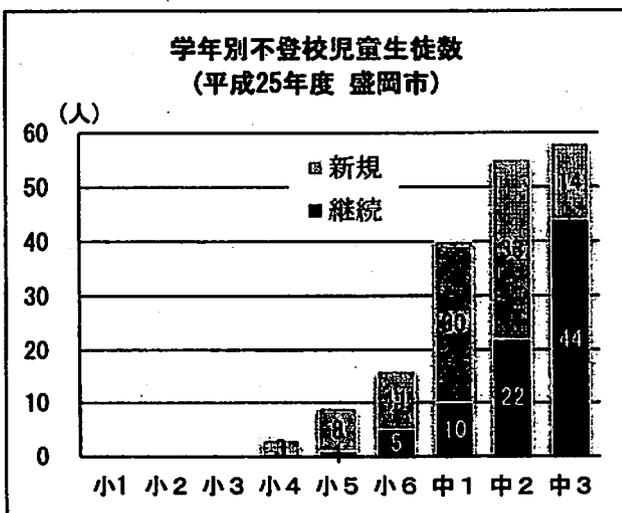
不登校の原因は、小学校では、「情緒不安」「無気力」「親子関係」が多く、中学校では「無気力」「情緒不安」「親子関係」「友人関係」が多くなっています。



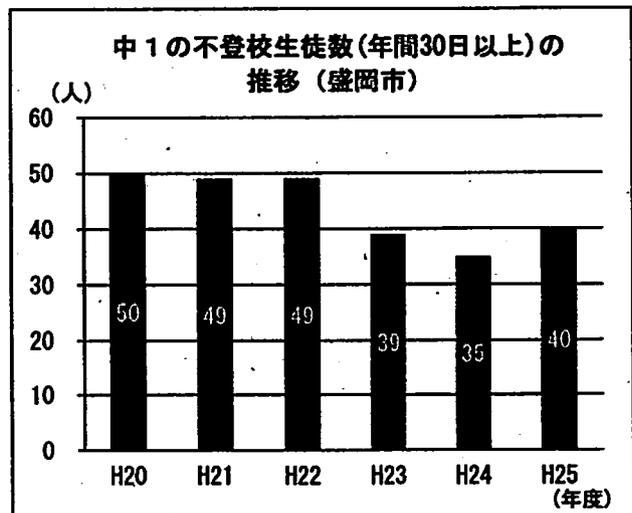
資料 盛岡市教育委員会



資料 盛岡市教育委員会



資料 盛岡市教育委員会



資料 盛岡市教育委員会

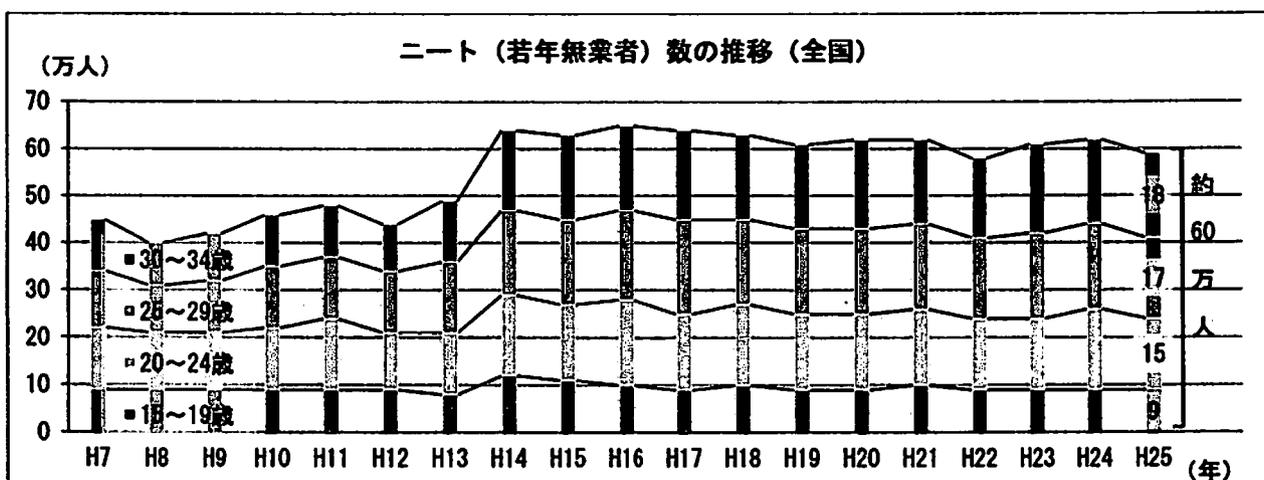
(2) 盛岡市のニート（若年無業者）数は約1,700人（15歳～34歳）

2013（平成25）年の総務省の労働力調査によると、15歳～34歳までのニート数は約60万人となっています。

厚生労働省は、2007（平成19）年から、「ひきこもり」や「ニート（若年無業者）」の職業的自立を促すための相談窓口として、地域若者サポートステーション事業を実施しています。

2012（平成24）年に国が実施した就業構造基本調査によると、岩手県の15歳～34歳のニート数は約6,100人で、15歳～34歳の人口に占める割合は2.5%（全国は2.3%）となり、2007（平成19）年の前回調査と比べて0.3ポイント（全国は0.2ポイント）上昇しました。

盛岡市の2013（平成25）年10月1日現在の15歳～34歳の人口66,700人に岩手県のニートの割合2.5%を使用して計算すると、本市のニート数は1,668人（15歳～34歳）と推計されます。



資料 総務省「労働力調査」

(注) 1. ここでいうニート（若年無業者）とは、15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者。

グラフでは参考として35～39歳の数値も記載。

2. 2011（平成23）年の数値は、東日本大震災の影響により岩手県、宮城県及び福島県を除いて集計したものの。

【ニート（若年無業者）数と割合】

	15～34歳人口	ニート(若年無業者) (①+②)		ニート(若年無業者)割合
		就業希望者のうち 非求職者①	非就業希望者②	
全国	27,114,200人	617,400人	285,700人	2.3%
岩手県	244,400人	6,100人	3,000人	2.5%
盛岡市(*)	66,700人	(推計) 1,668人	—	2.5%

資料 (全国、岩手県) 2012（平成24）年 就業構造基本調査

(*) (盛岡市) 人口は岩手県人口移動報告年報（2013（平成25）年10月1日現在）とし、岩手県の割合を使用し推計

(3) 就業を巡る問題でひきこもりになる人が多い

ひきこもりとは「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6カ月以上続けて自宅にひきこもっている状態をいい、単一の疾患や障害の概念ではなく、様々な要因が背景になって生じるもの（厚生労働省定義）」とされています。

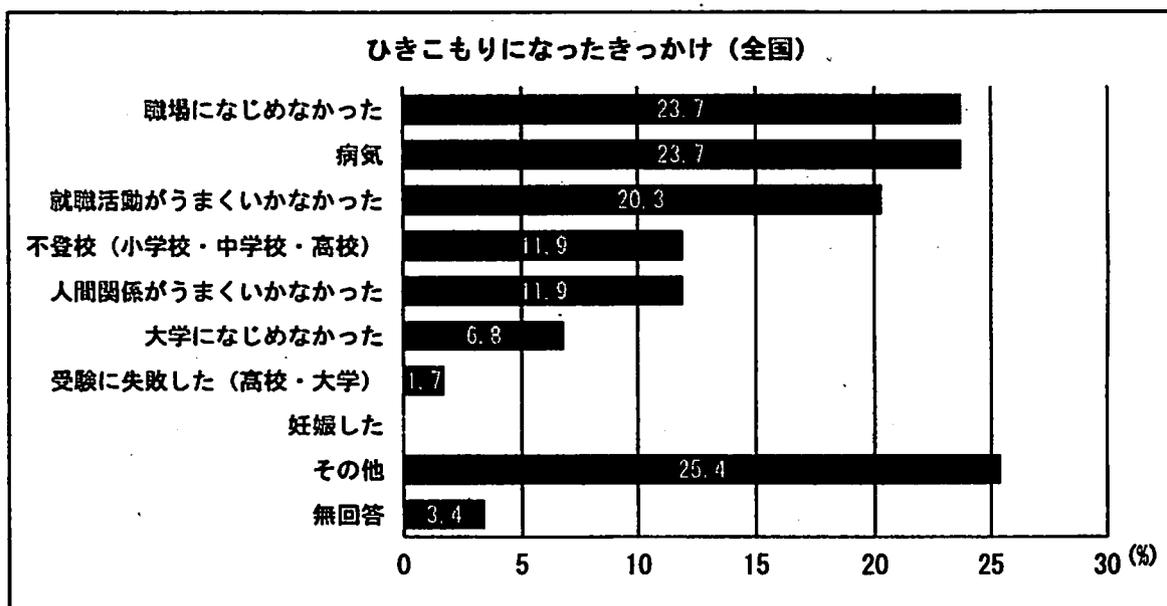
ひきこもりになったきっかけは、「職場になじめなかった」「病気」がどちらも23.7%と高く、次いで「就職活動がうまくいかなかった」が20.3%で上位を占め、健康上の理由も多いものの就職活動でのつまずきや就職しても仕事になじめない等、就業を巡る問題でひきこもることが多くなっています。

内閣府の「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」を、盛岡市の2013（平成25）年10月1日現在の15歳から39歳までの人口87,677人に当てはめると、盛岡市の狭義のひきこもりは535人、準ひきこもりは1,043人、狭義のひきこもりと準ひきこもりをたした広義のひきこもりは1,578人と推計されます。

【ひきこもり群の定義と推計数】

ひきこもり群		有効回答数に占める割合	全国推計数		盛岡市推計数	
狭義のひきこもり (a)	普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.40%	15.3万人	計 23.6万人	351人	計 535人
	自室から出るが、家からは出ない	0.09%	3.5万人		79人	
	自室からほとんど出ない	0.12%	4.7万人		105人	
準ひきこもり (b)	ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	1.19%	46.0万人		1,043人	
広義のひきこもり(a)+(b)		1.80%	69.6万人		1,578人	

資料 内閣府 2010（平成22）年「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」



資料 内閣府 2010（平成22）年「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」

(4) 児童虐待の約8割は小学生以下

児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、全国でみると年々増加しており、2013（平成25）年度73,765件（速報値）となっています。

2013（平成25）年度に岩手県福祉総合相談センターで受け付けた盛岡市の分の児童虐待の相談件数が120件、市の児童家庭相談で受け付けた児童虐待の相談件数が58件で、合わせて178件の相談がありました。

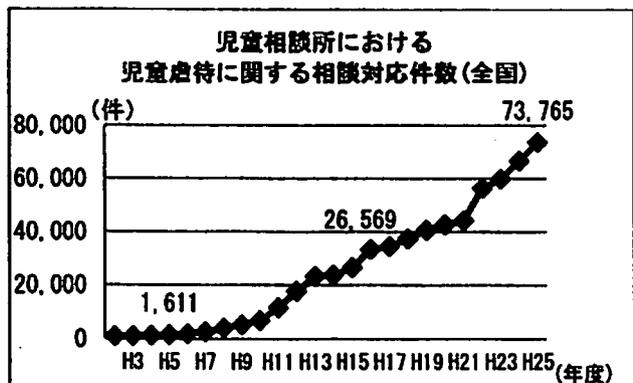
虐待の種類は、殴る・蹴るなどの「身体的虐待」、言葉による脅し・無視などの「心理的虐待」、家に閉じ込める・食事を与えないなどの「ネグレクト」、子どもへの性的行為などの「性的虐待」に分類されます。

2012（平成24）年度の虐待種類内訳は、身体的虐待35.3%、心理的虐待33.6%、ネグレクト28.9%、性的虐待2.2%となっており、傾向としては身体的虐待やネグレクトの割合が減り、心理的虐待が増加しています。

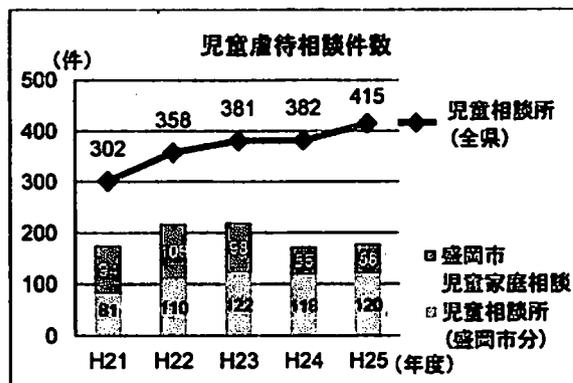
また、虐待を受けた年齢層は、小学生が一番多く、次いで乳幼児と続き、小学生以下が約8割を占めています。

その傾向としては、低年齢児には心理的虐待やネグレクトが多く、年齢が上がるにつれ、身体的虐待や性的虐待が増えてきています。

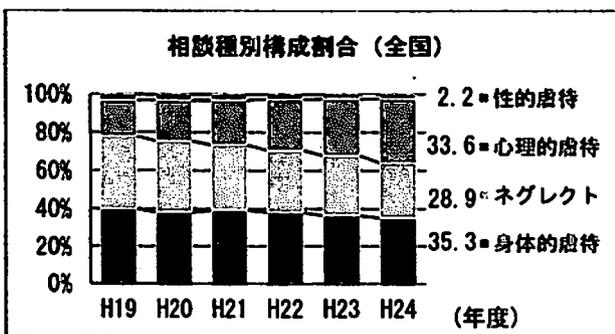
この児童虐待の増加は、児童相談所の広報啓発により、発見し通報しやすくなったためと思われる一方、児童虐待そのものが増えている可能性も否定できない状況から、その対策が急務となっています。



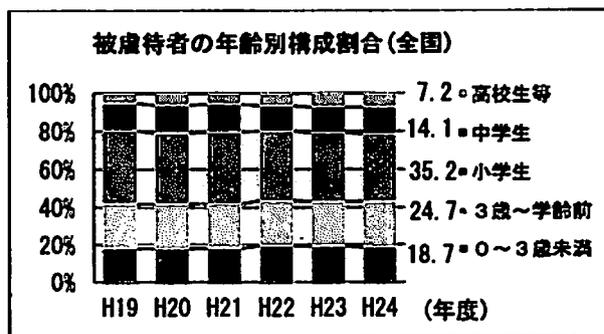
資料 厚生労働省「福祉行政報告例」、2013(平成25)年度は速報値



資料 盛岡市子ども未来課、岩手県福祉総合相談センター



資料 厚生労働省「福祉行政報告例」



資料 厚生労働省「福祉行政報告例」

(注) 2011（平成22）年度の数値は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計したものの。

(注) 2011(平成22)年度の数値は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計したものの。

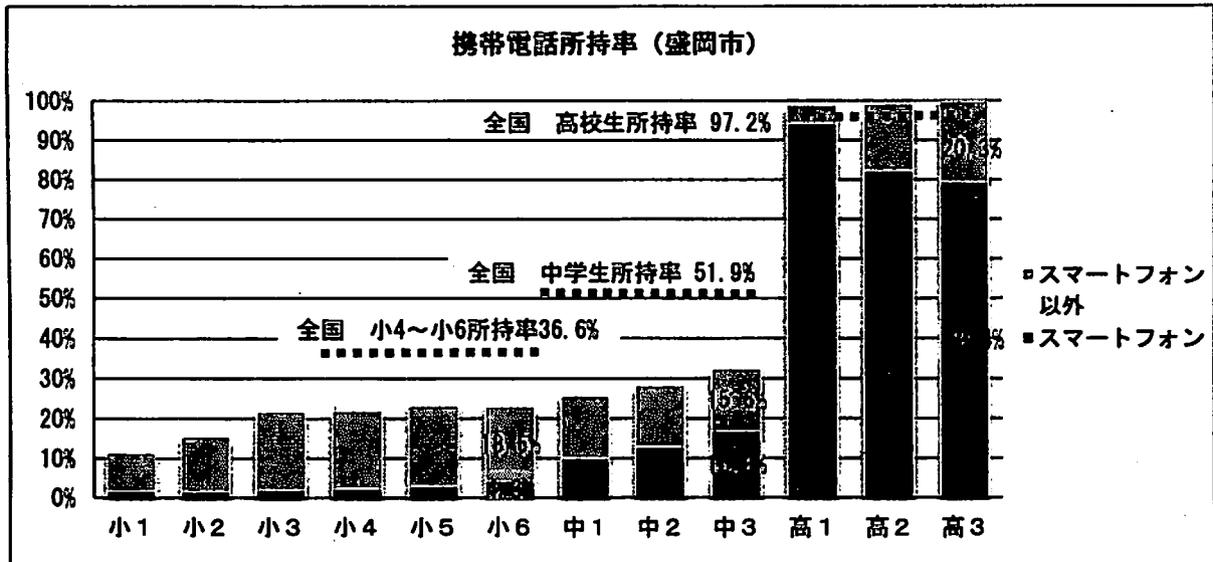
(5) 高校生の約9割はスマートフォンを使用

2013(平成25)年9月に盛岡市教育委員会が、市立小・中学校、市立高等学校で携帯電話等の利用にかかわる調査を実施した結果、携帯電話等の所持率は小学生で19.5%、中学生で28.7%でした。市立高校生では99.1%とほぼ全員が所持しており、そのうち約9割がスマートフォンを所持していました。

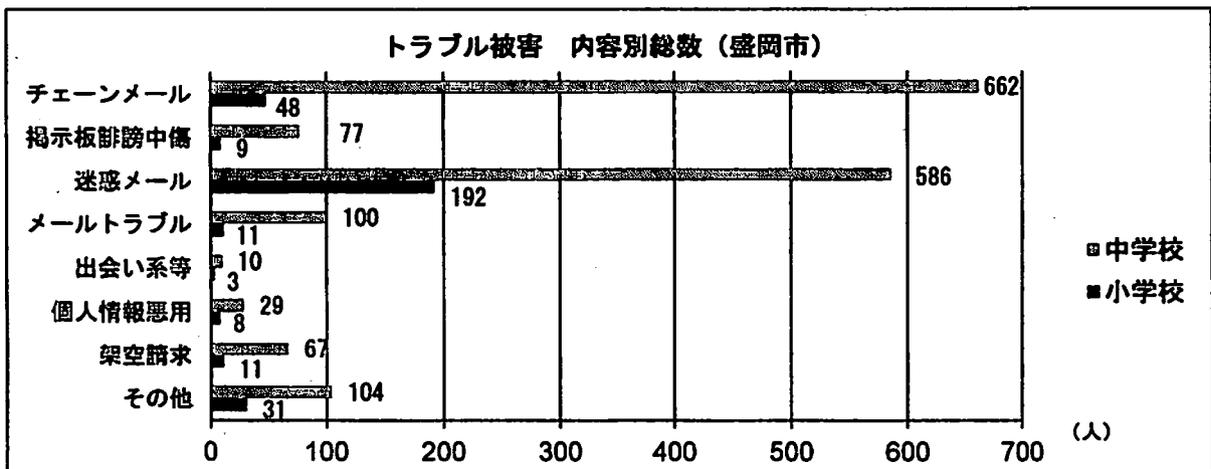
内閣府の2013(平成25)年度調査では、全国の小学4年から6年までの携帯電話等の所持率は36.6%、中学生が51.9%、高校生が97.2%で、盛岡市内の小中学生の所持率は低いものの、高校生はほぼ同率となりました。

また、盛岡市における小学生・中学生の携帯電話やインターネットでのトラブル被害は、チェーンメールや迷惑メール等に関するものが多く、中学校において急激に増加する傾向が見られました。

さらに、出会い系等によるトラブル被害も小学校で3人、中学校で10人いることがわかりました。



資料 (盛岡市) 盛岡市教育委員会「児童生徒の携帯電話等の利用にかかわる調査」(2013(平成25)年)より
 (全国) 内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」より



第2節 課題

盛岡市が2005（平成17）年度から2014（平成26）年度までの10年間を計画期間とする「新盛岡市青少年健全育成計画」に基づき取組を進めた結果、子ども・若者に関わる問題は、社会全体で取り組まなければならないという意識が市民に浸透するとともに、個別に支援を行っていた民間団体やボランティアのネットワーク化の基礎を構築することができました。

一方では、取組を通じて解決できなかった課題、社会環境の変化に伴う新たな課題なども明らかになり、改めて課題解決に向けた継続的な取組の必要性が確認されたところです。

主要テーマ1 青少年の自主性と社会性を育てるとりくみ

(1) 心身の健康づくり

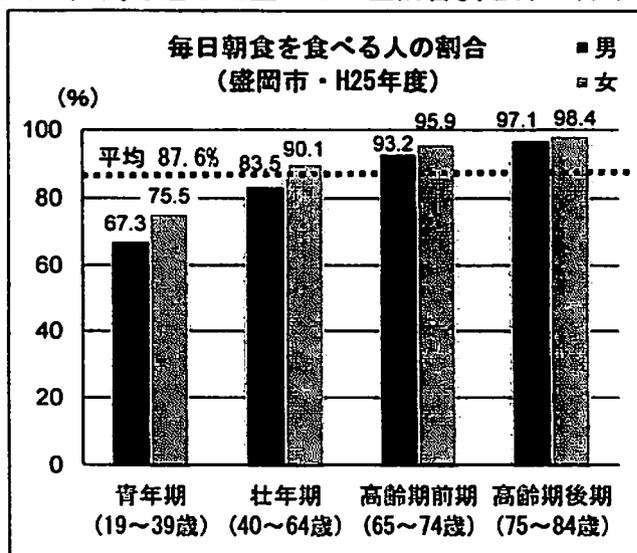
青少年が様々な体験の機会を通じて、自分の関心や興味を見つけ幅を広げることは、自己肯定感を得ることにつながっています。

今後も、芸術・文化・科学・スポーツを通じて青少年に魅力のある体験の機会の創出と、興味関心を参加に繋げる必要があります。

また、生活習慣と健康の基盤となる食生活では、食を通じた望ましい生活習慣を身に付けて、家族と一緒にとる食事の楽しさや大切さを学ぶことが大切です。

特に朝食をとることによって、様々な栄養素を補給して、午前中、しっかり活動できる状態をつくると言われています。

盛岡市保健所がまとめた調査によると、青年期で毎日朝食を食べる人の割合が低く、この世代は次世代の子どもの親となることから、規則正しい生活習慣を身につけるために、毎日朝食を食べることの大切さを啓発する取組を今後も継続する必要があります。



資料 盛岡市健康推進課

(2) 生きる力を育むとりくみ

盛岡の豊かな自然の中で生きていることを実感し、自ら課題を見つけ解決することの大切さや世代間交流を通して共に作る喜び、自他ともにかげがえのないことに気づくよう、様々な人や自然などに関わる体験活動の支援に努めました。

自然体験・ボランティア活動・団体活動は、達成感を得られ、他者とのコミュニケーション力の向上も期待できることから、今後も活動できる場の提供と指導する人材が減少しないよう継続して指導者を養成することが必要です。

また、盛岡市社会福祉協議会の「高校生ボランティアスクール」のように、高校生にボランティアを通じて社会参加を促す学びは、コミュニケーション力を育てるために有効な講座と言えます。しかしながら、講座終了後に、自ら社会参加することは難しい状況もあることから、活動へ向けた橋渡しなどの支援が重要となっています。

(3) 国際交流の推進

国際交流事業は、青少年に異文化を学ばせることにより、青少年の国際的視野を広げ、グローバルな視点と日本の現状を振り返る機会の創出となります。

今後の課題として、中学生ビクトリア市研修やアールラム大学へ短期留学を経験した青少年が、学んだことを活かし、活躍できる場を提供することで、更なる国際感覚を身につけたり、広めることができるため、国際交流の推進を図る必要があります。

主要テーマ2 青少年を家庭や地域で共に育てるとりくみ

(4) 家庭教育の支援

青少年の健全育成は、家庭での関わりが基本です。家庭は、青少年にとってかけがえのない安らぎの場であり、社会生活を営むうえで必要な社会のルールを身に付ける場です。

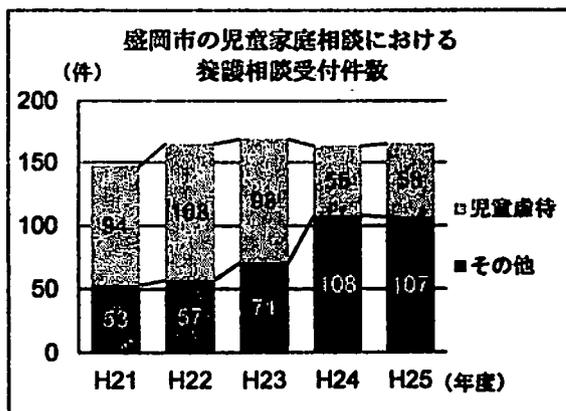
本市では、「家庭教育学級」や子育てに役立つ講座の実施、家庭教育情報通信の配布などを行っています。

その一方で、家庭の中で起きている児童虐待は、青少年の体や心を深く傷つける行為であり、それが全国的に増加傾向にあり社会問題となっています。

市の児童家庭相談における養護相談件数は毎年160件程度となっており、子どもを育てられないといった養育の相談等が増加しています。

養育に困難を抱える家庭では、養育によるストレスを暴力という形で子どもへ向けるケースもあることから、相談窓口等の周知を図り、親と子がともに成長していけるような啓発や、早期発見・早期対応できるための啓発が必要です。

なお、18歳未満の子どもの相談、母子の相談については充実していますが、18歳以上の若者の相談については対応できる窓口が少なく課題となっています。



資料 盛岡市の福祉 家庭児童相談活動状況

(5) 青少年の地域活動参加の支援

青少年は地域の人たちとのふれあいや様々な活動を通して地域の大人に導かれ成長します。その地域活動は、学童期の子ども会活動から始まります。

その後、中学校や高等学校に入ると、クラブ活動や学業など様々な理由で地域の活動から

離れる傾向にあります。

町内会で中学生や高校生に、町内会行事や子ども会のサポーターとして活躍の場を設け、継続して地域活動に参加させている事例もあります。

地域での活動は、地域の方々との交流が図られるとともに、社会のルールを学ぶことができることから、今後も継続して支援する必要があります。

(6) 世代間交流、異年齢交流の促進

世代を超えた交流、異年齢の交流は、青少年が社会の一員として成長していくために大切な機会です。その主な活動として子ども会活動、公民館等での世代間交流行事、地域に伝わる伝統芸能の伝承活動などがあります。

普段の関わりとは違う年齢や学年の人々と接することで、違った価値観に触れ、活動の中で、それぞれが教えたり学んだりという体験ができ、また、規範意識を高めることも期待が出来ることから、今後も世代間交流や異年齢交流の促進が大切であり、継続して促進する必要があります。

(7) 地域に開かれた学校づくり

本市は、「児童・生徒、家庭、地域社会、学校、行政の五者が役割を明確にしながら連携」している盛岡市教育振興運動が根付いています。五者が一体となることで、地域に開かれた学校づくりにも寄与しています。

また、市教育委員会では、「学校支援地域本部事業」等を実施し、地域の方々为学校支援ボランティアとして、学習活動、部活動指導、環境整備、登下校安全確保、学校行事への協力など様々な活動を支援し、子どもとふれあう機会を増やしています。

さらに、学校体育施設開放では、休日や夜間に学校施設を開放し、地域の方々の活動の場ともなっています。

このように、地域と学校が「人の顔と顔の見える関係」として信頼関係を築いており、今後も継続して推進する必要があります。

(8) 青少年の人権の擁護

1994（平成6）年に日本も批准した「子どもの権利条約」により「生きる権利」、「発達する権利」、「守られる権利」、「参加する権利」が保障され、本市でも人権意識の向上や人権を確保するための啓発活動に努めています。

しかし、虐待を受けている児童や適切な養育を受けていない児童は全国でも増加傾向にあり、憂慮に堪えない状況です。

児童虐待の多くは家庭内で発生し、外部から見えにくく早期発見が難しい状況にあります。そのため、保育園や幼稚園、学校、医療機関等、子どもと接するあらゆる機会を通じて早期に発見できるよう啓発を継続していくことや、地域に根ざしたネットワークである盛岡市要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関がより一層連携していく必要があります。

また、子ども自身にも、人権を守るための啓発や、人権が守られず被害にあった際の通報先の周知などが必要です。

さらに、18歳未満の子どもは児童福祉法が適用され、虐待などの人権を侵害する様々な困難から子どもを守る支援制度が整っています。

しかし、18歳以上であっても自立に至っていない青年期の若者も、人権を侵害される困難に遭うことがあります。

その際、相談や保護など公的な支援が極めて少ない状況があり、切れ目のない支援が可能になるよう青少年の人権の擁護について拡充が必要です。

(9) 企業や民間の活力を生かすとりくみ

東日本大震災をきっかけに、若者が使命感を持ち、団体を立ち上げ積極的に被災地支援に乗り出す姿が多くみられました。

その際、若者を支えるため企業や民間が人的・物的・財政的などの支援を行い、若者の活動を補完・協力し、目的を遂げるために支援を実施しました。

これは、被災地支援という形で企業や民間の活力を生かすことができた好事例ですが、このように若者が思いやアイデアを形にするうえで、企業や民間との連携を強化することが大切です。

社会経験が浅くても柔軟なアイデアを持つ若者に、企業や民間の大人の指導力や援助が加わることで、若者が社会に参加しやすくなり、企業や民間にも活力が生まれることから、今後も取組が必要です。

.....

主要テーマ4

青少年が安心・安全に生活できる環境をつくるとりくみ

(10) 啓発や相談活動の充実

インターネットや携帯電話等が急速に進歩し、青少年の生活の中に様々な情報が氾濫しています。

この情報の中には、青少年の健全育成を阻害する有害なものが存在するほか、情報機器の使用によって生活リズムが乱れたり、他者との関係性に悪影響を及ぼしたりすることが懸念されています。

メディアの特性や利用方法の理解・情報の取捨選択・適切なコミュニケーション等、メディアを主体的に使いこなすメディアリテラシーの教育が大切になっています。

また、大人自身が、インターネットや携帯電話等の正しい知識や使い方を習得するとともに、青少年と一緒にルールを決めたり、使い方などを話し合ったりすることで、危険を回避することができます。

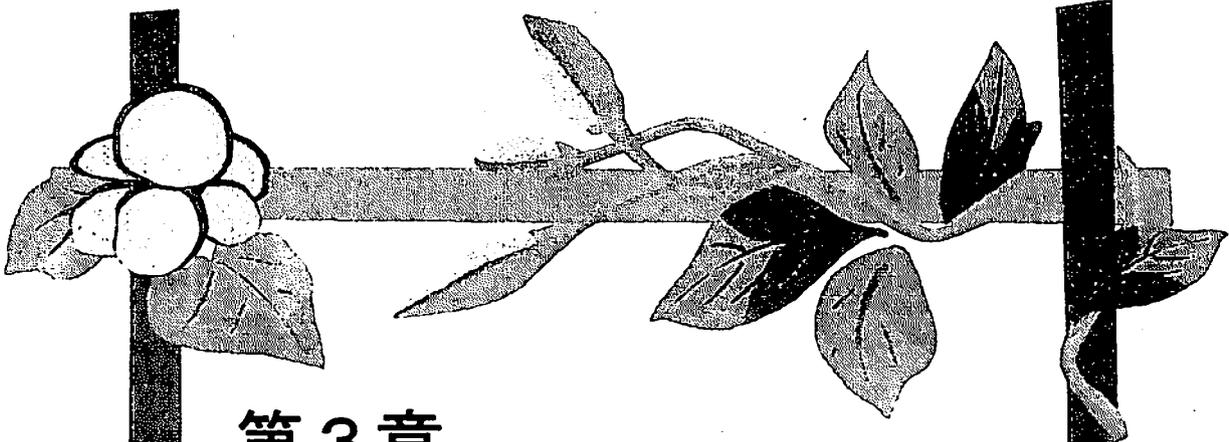
さらに、相談活動については、本来は青少年が安心・安全に生活できる環境となるべき家庭・地域・学校・交友関係等で、虐待やいじめなどの困難を抱えた場合、誰にも相談できず孤立することから、一人ひとりに寄り添える相談員を増やすなど、青少年が相談しやすい体制を整えることが必要です。

(11) 良好な社会環境づくり

青少年が健やかに成長するためには、良好な社会環境が必要です。

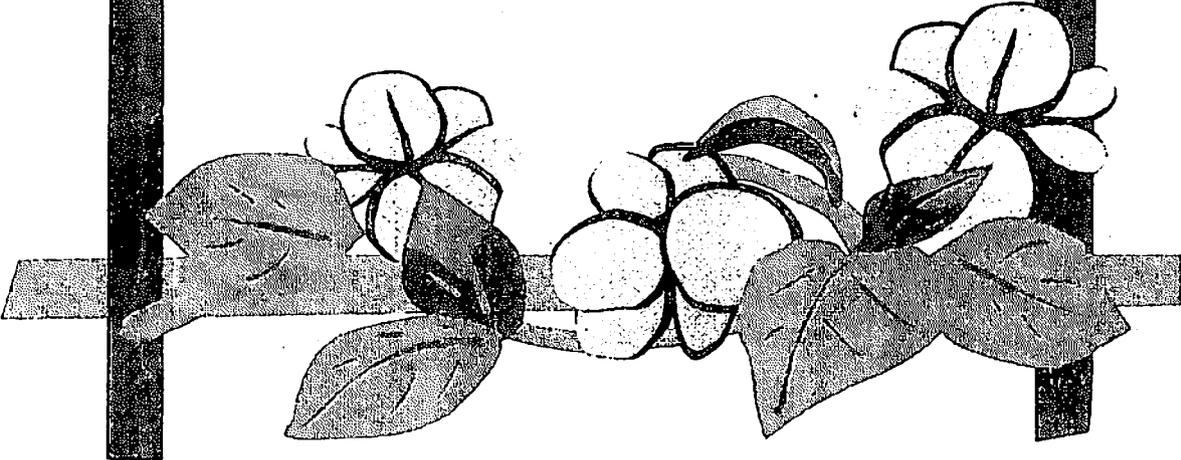
地域の住民が協力しての環境浄化、犯罪の被害者にも加害者にもならないための規範意識の向上、命の尊さや性に対する正しい認識やモラルに関する教育などの実施に努めました。

また、不登校、ニート（若年無業者）、ひきこもりなど社会参加が難しい青少年の問題は、個人の問題だけではなく、社会的な問題であると認識されるようになってきていることから、社会が受け入れていくための支援体制を構築していくことが大きな課題となっています。



第3章 基本理念と基本目標

第1節 基本理念 19
第2節 基本目標 19



第1節 基本理念

国の「子ども・若者ビジョン」においては、次の5つの理念を掲げています。

- 1 子ども・若者の最善の利益を尊重
- 2 子ども・若者は、大人と共に生きるパートナー
- 3 自己を確立し社会の能動的形成者となるための支援
- 4 子ども・若者一人一人の状況に応じた総合的な支援を、社会全体で重層的に実施
- 5 大人社会の在り方の見直し

本市では、この5つの理念を踏まえながら、子ども・若者の自立を支援し、活躍できるまちづくりを目指すという決意を込めて、基本理念を次のとおりとします。

多くの主体^(※)が連携・協力して「子ども・若者」一人ひとりに寄り添い、すべての「子ども・若者」が健やかに育ち、自立し、活躍できるまち“もりおか”を目指します。

また、この基本理念の実現を目指すためのスローガンを

未来へのかけ橋“子ども・若者”を みんなで支え、育てるまち“もりおか”

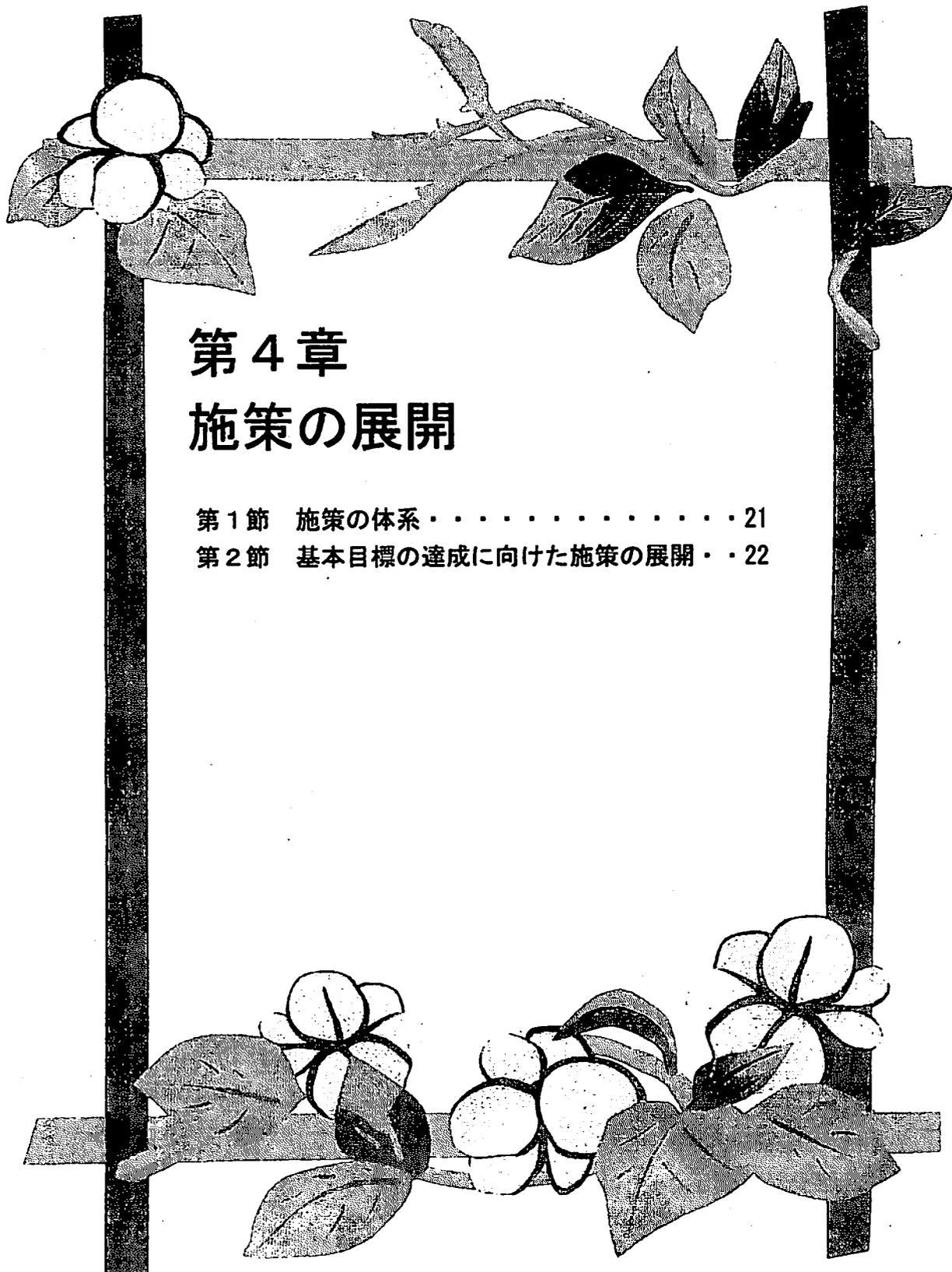
とします。

第2節 基本目標

基本理念の実現に向け、3つの基本目標を掲げて計画を推進します。

- | | | |
|-------|-----------------------------------|--------|
| 基本目標1 | すべての子ども・若者の活躍を支援します | 【活躍支援】 |
| 基本目標2 | 困難を有する子ども・若者の自立を目指します | 【自立支援】 |
| 基本目標3 | 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支える
環境を整えます | 【環境整備】 |

(※) 「多くの主体」とは、子ども・若者自身、学校、地域、家庭、行政、企業、NPOなど子ども・若者に
関わる全てをいう。



第4章 施策の展開

- 第1節 施策の体系・・・・・・・・・・・・・21
- 第2節 基本目標の達成に向けた施策の展開・・・22

第1節 施策の体系

第3章で掲げた3つの基本目標を達成するため、次の体系のもとで施策の展開を図っていくこととします。

基本目標	基本施策	施策の方向性	
1 すべての子ども・若者の活躍を支援します 【活躍支援】	(1) 子ども・若者の自己形成支援	ア 日常生活能力の習得	
		イ 多様な活動機会の提供	
		ウ 学力・体力・情報活用能力の向上	
	(2) 子ども・若者の社会参加支援	ア 社会形成への参画支援	
		イ 社会参加の促進	
		ウ 国際交流・国際理解の促進	
	(3) 子ども・若者の健康と安心の確保	ア 健康の確保・増進	
		イ 相談体制の充実	
	(4) 若者の就労支援	ア 就業能力・意欲の向上	
		イ 就労等支援の充実	
	2 困難を有する子ども・若者の自立を目指します 【自立支援】	(1) 困難な状況ごとの取組	ア ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者への支援
			イ 障がいのある子ども・若者への支援
ウ 非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援			
エ 子どもの貧困問題への対応			
オ 特に配慮が必要な子ども・若者への支援			
(2) 子ども・若者の被害防止・保護		ア 児童虐待防止対策	
		イ 子ども・若者の福祉を害する犯罪対策	
		ウ いじめ被害、自殺対策	
		エ 虐待、犯罪被害者対策	
3 子ども・若者の健全な成長を社会全体で支える環境を整えます 【環境整備】	(1) 社会全体で支える環境の整備	ア 家庭、学校及び地域の連携強化	
		イ 多様な主体による取組の推進	
		ウ 地域における多様な担い手の育成	
		エ 子育て支援等の充実	
		オ 子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応	
	(2) 大人社会のあり方の見直し	ア ワーク・ライフ・バランスの実現	
		イ 人権意識の向上	

第2節 基本目標の達成に向けた施策の展開

基本目標1

すべての子ども・若者の活躍を支援します【活躍支援】

【基本施策】

(1) 子ども・若者の自己形成支援

子ども・若者の成長過程において、基本的な生活習慣を身に付け、自己肯定感を育み、他者とのコミュニケーションを図りながら、課題解決していく体験はとても大切です。

また、社会生活を営む上で規範意識の醸成も重要です。子ども・若者が自己を確立し、自分らしく生きられるよう自己形成を支援します。

《施策の方向性》

ア 日常生活能力の習得

○ 基本的な生活習慣の形成

- ・ 早寝早起きなど規則正しい習慣を身に付けて、十分な睡眠をとることは、子ども・若者の健全育成に不可欠であることから、家庭と学校が連携し、子ども・若者の基本的な生活習慣を身に付ける取組を推進します。
- ・ 盛岡市第二次食育推進計画（2013（平成25）年度～2017（平成29）年度）に基づき、乳児期・幼児期・小学生・中学生等ライフステージに応じた食育の取組を、家庭・学校・地域等とともに推進します。

○ コミュニケーション能力や規範意識等の向上

- ・ 大人の規範意識の希薄化により、家庭での規範意識の伝達が不十分であると言われています。
子ども・若者が社会生活を営む上で必要なマナーやルールを身につけるために、家庭、学校、地域が一体となって非行防止などの取組を推進します。
- ・ 社会性を育てる発表や討論などの学習機会を増やし、道徳教育の充実を図ります。
- ・ 集団宿泊体験等の活動を通じて、規範意識を高め、コミュニケーション能力の向上を図ります。

イ 多様な活動機会の提供

- 地域での多様な活動
 - ・ 環境学習，自然体験，集団宿泊体験，ボランティア，スポーツ，芸術・伝統文化など様々な活動の機会を提供します。
 - ・ 世代間・地域間交流等の多様な活動の機会を提供します。
 - ・ 農林漁業体験等を行う活動を推進するとともに，家族ぐるみの交流や子ども団体，修学旅行受入れ等を推進します。
- 生涯学習への対応
 - ・ 生涯にわたり学ぶ意欲を持ち続けられるよう，多様なニーズ及び少子高齢社会や地域環境等の現代社会の課題に対応する学習機会を提供し充実を図ります。
 - ・ 女性は，結婚や出産等で離職や非正規雇用となる場合があるなど，安定した雇用が得にくいことから，特に職業的スキルを習得するための学習機会の充実を図ります。
- 読書活動の推進
 - ・ 子ども・若者が，読書を通じて感性を磨き，表現力を高め，創造力を豊かにするよう読書活動のさらなる推進に努めます。

ウ 学力・体力・情報活用能力の向上

- 基礎学力の確立
 - ・ 小中学校段階において，基礎学力を身につけるため，どの子にもわかる授業の実践に努めます。
- 体力の向上
 - ・ 体育の授業や校外スポーツ活動により，体力を向上させ，健康の保持・増進を図ります。
また，心身の健全な発達，精神的な充足感の獲得，コミュニケーション能力の向上などスポーツの持つ機能・役割を多面的に活用した取組を推進します。
- 学校教育における情報化の推進
 - ・ 情報通信技術を活用して，子ども同士が教え合い学び合うなど，双方向でわかりやすい授業の実現に努めます。
 - ・ 児童生徒の情報活用能力の向上が図られるよう環境を整えます。

○ 学校・地域の連携

- ・ 「児童・生徒，家庭，学校，地域社会，行政の五者が連携を図り，それぞれの役割と責任を明確にしながら，地域の子どもは地域で育てる」教育振興運動を推進します。
- ・ 身近でスポーツに取り組むことができるように，地域のスポーツ活動の拠点となる学校体育施設を開放します。

【基本施策】

(2) 子ども・若者の社会参加支援

子ども・若者が、社会の一員として社会形成への参画や、地域活動、ボランティア活動、国際交流活動などに参加することは、自己形成や国際的視野の醸成に資するだけでなく、社会全体の活性化にもつながることから、必要な教育の推進や参加機会の確保などの支援を行います。

《施策の方向性》

ア 社会形成への参画支援

- 社会形成・社会参加に関する教育の推進
 - ・ 社会の一員として自立し、社会に積極的に参加するために必要な教育（情報教育、国際理解教育、消費者教育等）を推進します。
 - ・ 新しい門出を祝福するとともに、社会の一員であることの自覚を喚起し社会への参加意識を高めるため、成人のつどいを開催します。

- 子ども・若者の意見表明機会の確保
 - ・ 政策形成過程への参画促進のため、ワークショップなど様々な機会の活用、インターネット等を活用した意見の公募等により、子ども・若者の意見表明機会を確保します。
 - ・ 子ども・若者育成支援施策や世代間合意が不可欠である分野の施策については、若者が参画しやすい機会を創出します。

イ 社会参加の促進

- ボランティアなど社会参加活動の推進
 - ・ ボランティア活動を通じて市民性・社会性を育み、また、地域の一員として地域活動への参画を促すため、参加機会の拡充などの支援を行います。

ウ・国際交流・国際理解の促進

○ 国際交流活動の推進

- ・ 若者の国際理解や国際的視野の醸成，日本人としてのアイデンティティの確立を図るため，海外の青少年の招へい・派遣等を通じた国際交流機会の提供を行います。
- ・ 姉妹都市との教育や文化，スポーツ等の交流を通じて，市民主体の国際交流活動を推進します。

○ 国際理解教育の推進

- ・ 外国籍市民や留学生との交流を図り，異文化体験の機会の提供を行います。
- ・ 中学生及び教員の海外派遣，短期留学生の受入れを推進し，海外での生活や留学生との交流を通して，国際理解教育の推進に努めます。

【基本施策】

(3) 子ども・若者の健康と安心の確保

妊娠・出産に始まり、心身ともに急速な発達をする乳幼児期、子どもから大人へ変化する思春期、社会的自立を遂げる青年期まで、すべての子ども・若者が健康と安心を確保できる多面的な施策に取り組みます。

《施策の方向性》

ア 健康の確保・増進

- 小児医療の充実
 - ・ 安全で安心な妊娠・出産の確保や小児医療の充実等のための施策を推進します。
- 思春期特有の課題への対応
 - ・ 性に関する知識を習得することで、望まない妊娠や性感染症を未然に防ぎます。また、援助交際などの買春や児童ポルノの被害にあわないよう予防啓発を行います。
 - ・ 未成年者の喫煙及び飲酒をなくし、人工妊娠中絶の実施率や性感染症罹患率及び女性の思春期やせ症の発生頻度を減少させるなど、各種の取組を推進します。
- 健康教育の推進
 - ・ 心の健康に関する知識、薬物乱用に関する知識について、専門家の協力も得ながら健康教育の充実と推進を図ります。

イ 相談体制の充実

- 学校における相談体制の充実
 - ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用など相談体制の充実を図ります。
- 地域における相談、医療機関への対応
 - ・ 地域において、子どもの発育・発達や心の健康問題、薬物乱用、性、感染症等に関する相談体制の充実や、医療機関との連携を図ります。

○ 行政における相談の実施

- ・ 母子の支援として「ママの安心テレホン」や「子育て相談」、児童虐待等の相談を受ける「児童家庭相談」、教育に関する相談を受ける「子ども教育相談」、少年の悩みに対応する「少年相談」等、状況に応じた専門的な相談を実施します。
- ・ 複合的な困難を有する子ども・若者やその保護者等からの相談に応じ、行政機関と民間支援団体のネットワークを活用し、自立に向けた支援を実施できる相談拠点の構築を目指します。

【基本施策】

(4) 若者の就労支援

子ども・若者が成長過程の適切な時期に、勤労観・職業観を養うとともに、低学力、マナーの欠如、経済的困難など就労を阻害する要因を取り除き、支援することが必要です。

若者の就労支援は、若者が自立する基本であるだけでなく、社会の活力を維持する上でも極めて重要です。

《施策の方向性》

ア 就業能力・意欲の向上

- 職業的自立に必要な能力の形成
 - ・ 経済的に自立していくことの重要性について学ぶため、企業等と連携・協力しつつ、発達段階に応じたキャリア教育等を推進します。
- 能力開発
 - ・ 就職を支援するため、就職を希望する学生・生徒が、在学中に事業所で就業体験を行うことにより、働くことの意義や職業に就いて自立することの大切さ、働くことの喜びなど職業に関する理解を深め、主体的に職業選択ができる能力の育成を図るとともに、就職後の職業への適応力を高めるためのインターンシップを効果的に活用します。

イ 就労等支援の充実

- 高校生等に対する就職支援
 - ・ 就職を希望する高校生に対し、働くことの意義や職業に就いて自立することの大切さ、働くことの喜びなど職業に関する理解を深めるとともに、就職に役立つ能力を高めるための研修を行う「高校生スキルアップ事業」の実施や、盛岡公共職業安定所等との共催による「もりおか高校生就職面接会」を開催し、高校生から職業人への円滑な移行を支援します。
- 大学生等に対する就職支援等
 - ・ 就職を希望する者に対して、盛岡公共職業安定所等との共催による「もりおか就職面接会」を開催するほか、若者の仕事・就職をサポートする「ジョブカフェいわて」との連携を図ります。

○ 職業的自立に向けての支援

- ・ もりおか若者サポートステーションにおいて、ニート（若年無業者）を中心に一人ひとりの課題に応じて、職業相談・職業紹介から職業定着に至るまでの一貫した支援を行います。
- ・ 就職に結びつけるため、若者を一定期間試行雇用し、その後常用雇用への移行を図るトライアル雇用制度等、就労に関する制度の周知を図ります。
- ・ 盛岡公共職業安定所との連携や企業への働きかけを実施します。

○ 起業支援

- ・ 「盛岡市産業支援センター」、 「もりおか女性センター」、 「盛岡市産学官連携研究センター」を活用し、市内で事業を営んだり起業しようとする若者を支援します。

【成果指標】市の施策により直接的に成果の向上を目指す指標

成果指標	単位	現状 (H25)	目標 (H36)	方向	方法
朝食をとっている小学5年生の割合	%	96.7 (H26)	96.7	→	庁内調査
朝食をとっている中学2年生の割合	%	95.5 (H26)	95.5	→	庁内調査
小学校での走力や敏捷性を高めるトレーニング(SAQトレーニング)実施小学校数	校	21	44	↗	庁内調査
教育振興運動地区別集会及び実践発表大会参加者数	人	2,784	2,800	→	庁内調査
「ママの安心テレホン」「子育て相談」相談者延べ人数	人	2,403	2,500	→	庁内調査
もりおか就職面接会参加人数	人	208	208	→	庁内調査

【参考指標】市の施策により直接的に成果の向上を目指すことはできないが、進捗状況の目安となる指標

参考指標	単位	現状 (H25)	目標 (H36)	方向	方法
消費者講座受講人数	人	9,041		→	庁内調査
盛岡市ボランティア連絡協議会加盟団体数	団体	199		↗	市社会福祉協議会
高校生ボランティアスクール参加者数	人	199		↗	市社会福祉協議会

【基本施策】

(1) 困難な状況ごとの取組

子ども・若者が有する困難は多岐にわたり、その程度は一人ひとり異なっています。また、複合的な困難を有する場合、様々な分野が連携した支援が必要です。

行政機関や民間の支援団体など多分野にわたる社会資源を活用しながら、困難を有する子ども・若者に対する支援体制の確立を目指します。

※困難な状況とは

ニート（若年無業者）、ひきこもり、不登校、高等学校中途退学、障がい（身体・知的・精神）、発達障がい、非行、犯罪、薬物乱用、犯罪被害、犯罪加害者の更生、いじめ、暴力（身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト、性的虐待、デートDV（交際相手からの暴力）、ストーカー、性暴力等）、貧困、ひとり親家庭、売春、買春、児童ポルノ、自傷行為、自殺念慮、自殺企図、摂食障害、望まない妊娠、家出など

《施策の方向性》

ア ニート、ひきこもり、不登校等の子ども・若者への支援

○ 地域において支援するための取組

- ・ 修学及び就業のいずれもしていないなど社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、行政と民間支援団体がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かし、発達段階に応じた支援を実施します。
- ・ 困難を有する子ども・若者に対し、必要な相談、助言又は指導を行う体制を整えます。
- ・ 困難を有する子ども・若者の支援に携わる人材の育成と資質の向上を図る研修を実施します。
- ・ 社会性を育むため、体験活動に継続的に取り組む機会を提供します。
- ・ 地域における早期発見、早期支援を目指します。

○ ニート等の若者への支援

- ・ ニート（若年無業者）等の若者に対して、各人の置かれた状況に応じて、行政と民間支援団体のネットワークを活用し、多様な就労支援メニューを提供する「もりおか若者サポートステーション」等で、ニート（若年無業者）等の若者の職業的自立支援を推進します。

-
- ひきこもりへの支援
 - ・ 町内会や民生委員・児童委員等，地域を知る方々の協力を得ながら早期発見に努め，早期支援につなげます。
 - ・ 行政と民間支援団体のネットワークを活用し，相談・支援を行います。また，支援方法の検討や支援に関する情報を共有するため，岩手県ひきこもり支援センターとの連携を図ります。

 - 不登校の子ども・若者への支援
 - ・ 不登校の未然防止，早期発見・早期対応につながる効果的な取組や，関係機関等と連携した取組を促進します。
 - ・ 学校内外における相談体制の整備を進めます。
 - ・ 適応指導教室「ひろばモリーオ」において，学校への復帰につながる適応力を高め，自立の心を育てる支援を実施します。

 - 心の問題への対応
 - ・ 専門機関等における相談の充実，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用など学校における相談体制の充実を図るとともに，地域の人材を活用した支援を行います。

 - 高等学校中途退学者等への支援
 - ・ 高等学校中途退学者等がニート（若年無業者）となることを防ぐため，もりおか若者サポートステーション，高等学校等と連携し，就学，職業訓練，就労等の支援を行います。

イ 障がいのある子ども・若者への支援

- 障がい（身体，知的，精神）のある子ども・若者への支援
 - ・ 盛岡市障がい者福祉計画及び盛岡市障がい福祉実施計画に基づき，障がいのある子ども・若者の自立や社会参加に向けた主体的な取組を行い，適切な指導及び必要な支援を実施します。
 - ・ 障がいのある子ども・若者が，身近な地域で安心して生活できるよう在宅サービスや放課後支援の充実を図るなど，障がいの特性に配慮した適切な支援が提供されるよう取り組みます。

○ 発達障がいのある子ども・若者への支援

- ・ 医療、保健、福祉、教育関係機関等の連携が重要であることから、市保健所や岩手県発達障がい者支援センター等と連携を図りながら支援します。
- ・ 健康診査等を通じた早期発見に努めるほか、適切な相談・指導の実施を推進します。
- ・ 発達が気になる段階からの支援や、学校等において、発達の段階に応じた適切な指導等を行います。
- ・ 発達障がいについての啓発や情報提供等の充実を図ります。

○ 障がい者に対する就労支援等

- ・ 障がい者雇用の促進を図るため、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を目指します。
- ・ 学校において、産業界や労働関係機関との連携の下、就業体験の機会を積極的に設けるなどして職業教育の充実を目指します。
- ・ 障がい者が、企業等で働く機会を増やすため福祉的就労から一般雇用への移行促進を図ります。

ウ 非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援

○ 非行防止、相談活動等

- ・ 少年非行等の未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組、地域の人々と連携した多様な活動を行います。
- ・ 様々な悩みを持つ少年やその家族等に対し適切な助言、支援等を行うため、学校や市少年センターの相談を活用するとともに、地域や学校、関係機関が連携しながら対応します。
- ・ 非行や犯罪を防止するため、関係機関が連携して街頭巡回活動を行います。

○ 薬物乱用防止

- ・ 子ども・若者による薬物乱用の防止対策については、学校や市保健所等における薬物乱用防止教室の開催や啓発の強化など、薬物乱用防止に資する教育、広報啓発活動の一層の強化を図ります。
- ・ 相談窓口の周知や関係機関の連携強化、地域における薬物等依存症対策の推進など、子ども・若者を含めた薬物依存者及びその家族への支援の充実を努め、再乱用防止のための取組を推進します。

-
- 更生保護，自立・立ち直り支援
 - ・ 社会を明るくする運動等を通じて，更生保護に携わる保護司等と連携を取りながら，地域における支援を推進します。
 - ・ 罪を犯した少年が学校へ円滑に復帰できるよう，学校は保護司等と連携を取りながら，少年の立ち直りを支援します。

 - いじめ・暴力対策
 - ・ 「盛岡市いじめ防止等のための基本方針」に基づき，対策を実施します。
 - ・ 問題行動を起こす児童生徒への指導や事件を起こした少年に対し適切に対応し，再発防止を図るとともに，未然防止，早期発見・早期対応につながるよう取組等を促進します。
 - ・ 少年相談，子ども教育相談等による相談を実施します。

エ 子どもの貧困問題への対応

- 経済的困難を抱える家庭等への支援
 - ・ すべての子ども・若者が経済的理由により希望する教育機会を断念することがないように，就学援助の促進等を図ります。
 - ・ 生活保護受給者に対し，就労による経済的自立を支援するとともに，受給者の子どもに対し学習支援等を行います。

- ひとり親家庭への支援
 - ・ 子育てと就業の両立のため，疾病その他の理由により日常生活などに支障がある家庭への家庭生活支援員の派遣などを行い，必要な介護および乳幼児の保育などを行う「ひとり親家庭等日常生活支援事業」や，児童扶養手当の受給者が自立した生活を送るための「母子・父子自立支援プログラム策定事業」等，ひとり親家庭を支援する事業を実施します。
 - ・ ひとり親家庭の親に対する一貫した就業に関する情報提供や，就業に向けた講座を実施します。

- 世代を超えた貧困の連鎖の防止
 - ・ 貧困が世代を超えて継承されないことがないように，自立の前提となる子どもの学びを支援します。学校，保育所等の公的施設を活用して，子ども一人ひとりに対して教育や福祉関係者，地域のボランティアなどが連携し，生活面での支援，学習面での支援，家庭への支援などを行う取組について検討します。

オ 特に配慮が必要な子ども・若者への支援

○ 非行少年の立ち直り支援

- ・ 関係機関，学校，民間協力者，地域の人々等が連携して行う居場所づくりを始めとした立ち直り支援を検討します。

○ 外国人の子どもの教育の充実等

- ・ 定住外国人の子どもが，円滑に公立学校等へ入学できるよう就学支援を行います。

○ 性同一性障害等への支援

- ・ L G B Tなど性的少数者であることを理由に，困難な状況に置かれている子ども・若者に対する偏見・差別をなくし，多様な性のあり方について理解を深めるための啓発に努めます。

※L G B Tとは，レズビアン(女性同性愛者)，ゲイ(男性同性愛者)，バイセクシュアル(両性愛者)，トランスジェンダー(性同一性障害者など心と体の性が一致しない人)の頭文字をとった性的少数者を表す言葉

○ 10代の親への支援

- ・ 10代で親になる者に対し，学業や就業の継続支援，出産や子育ての知識や経験の不足に対する相談など，支援を実施します。

【基本施策】

(2) 子ども・若者の被害防止・保護

重大な社会問題となっている児童虐待やいじめ等の被害を防止するとともに、被害が発生した場合には、関係機関・団体等が連携して早急に状況を把握し、保護する措置を講ずることにより、子ども・若者の命を守ります。

《施策の方向性》

ア 児童虐待防止対策

- 相談体制の充実
 - ・ 早期発見, 早期対応, 再発防止のため, 児童虐待に対する相談体制の充実を図ります。
 - ・ 児童虐待の発生予防のため, 地域における子育て支援や見守りを充実するとともに, 子育てに関する親等への情報・学習機会の提供, 相談体制の充実をはじめ, 家庭へのきめ細やかな支援を行います。
 - ・ 相談, 通報等を通じて, 児童虐待の早期発見と早期対応に努めるとともに, 行政機関と民間支援団体のネットワークを活用した取組を促進し, 盛岡市要保護児童対策地域協議会との連携を図ります。
- 保護者等を対象とする教育の充実
 - ・ 児童虐待の防止等を図り, 児童の権利利益を擁護するため, 保護者等に対し児童虐待防止のための啓発に努めます。

イ 子ども・若者の福祉を害する犯罪対策

※福祉を害する犯罪とは、「出会い系サイト規制法（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律）」、「児童買春、児童ポルノ禁止法（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律）」などに関わる犯罪をいう。

- 相談体制の充実
 - ・ 福祉を害する犯罪に関する相談体制について, 行政機関と民間支援団体のネットワークを活用した取組を検討します。
- 予防啓発の実施
 - ・ 福祉を害する犯罪の被害を防止するため, 社会全体に対し啓発を行います。
 - ・ あらゆる暴力の加害者にも被害者にもならないよう, 子ども・若者に対し啓発を行います。

○ 保護体制の充実

- ・ 児童買春や性暴力被害を受けた子ども・若者を救済するため、関係機関と連携を図ります。
- ・ 18歳以上の若者を、福祉を害する犯罪被害や命の危険から回避させるため、緊急保護、一時保護、自立に向け、行政機関と民間支援団体のネットワークを活用した保護体制の構築を検討します。

ウ いじめ被害、自殺対策

○ 相談体制の充実

- ・ 学校において、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組や関係機関等と連携した取組等を促進するとともに、相談体制の整備を支援します。
- ・ 自殺予防や心の健康づくりに関する啓発事業や関係機関と連携した相談の充実、ゲートキーパー機能やアウトリーチ（訪問支援）の充実等により、自殺を選択しないための支援体制の充実を図ります。
※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人をいう。
- ・ 18歳以上の若者を、いじめ被害や自殺等から命の危険を回避させるため、緊急保護、一時保護、自立に向け、行政機関と民間支援団体のネットワークを活用した保護体制の構築を検討します。

エ 虐待、犯罪被害者対策

○ 相談体制の充実

- ・ 虐待被害者は、検診、保育園、幼稚園、学校等あらゆる機会を通じて早期発見に努め、被害の防止と自己回復に向けた相談を目指します。
- ・ 犯罪被害者については、いわて被害者支援センター等と連携し、被害者の心の回復を図る、行政機関と民間支援団体のネットワークを活用した相談体制の構築を検討します。

○ 保護体制の充実

- ・ 18歳以上の若者を、虐待や犯罪被害から命の危険を回避させるため、緊急保護、一時保護、自立に向け、行政機関と民間支援団体のネットワークを活用した保護体制の構築を検討します。

【成果指標】市の施策により直接的に成果の向上を目指す指標

成果指標	単位	現状 (H25)	目標 (H36)	方向	方法
小学校における不登校の出現率（問題行動調査による）	%	0.19	0.19	→	庁内調査
中学校における不登校の出現率（問題行動調査による）	%	1.99	1.99	→	庁内調査
適応指導教室通級児童生徒の学校復帰率	%	41.2	50	↗	庁内調査
若者サポートステーションでの相談件数	件	3,010	3,010	→	庁内調査
補導件数	件	194	150	↘	庁内調査
子ども・若者に関する相談回数（少年相談、 （仮称）子ども・若者相談）	回	27	100	↗	庁内調査

【参考指標】市の施策により直接的に成果の向上を目指すことはできないが、進捗状況の目安となる指標

参考指標	単位	現状 (H25)	目標 (H36)	方向	方法
個別に支援が必要な児童生徒への対応として学校に配置する職員数（小・中学校）	人	70		→	庁内調査
児童虐待相談受理件数（岩手県児童相談所）	件	415		↘	県調査
児童虐待相談受理件数（盛岡市分）	件	178		↘	県調査
年齢階級別自殺者数（～19歳）	人	547		↘	内閣府，警察庁調査
年齢階級別自殺者数（20～29歳）	人	2,801		↘	内閣府，警察庁調査

【基本施策】

(1) 社会全体で支える環境の整備

子ども・若者が健やかに成長できるように、家庭、地域、学校、行政、さらには企業など社会全体で育成支援と困難支援を行うための環境を整えます。

《施策の方向性》

ア 家庭、学校及び地域の連携強化

○ 家庭教育の支援

- ・ 学習機会や情報の提供、相談体制の充実等の地域の取組を支援します。
- ・ 民生委員・児童委員等の地域の人材や、学校、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携を推進します。
- ・ 家庭の教育力向上に向けた各地域の取組の活性化や家庭教育の大切さについての市民の理解を促進します。

○ 家庭・地域と一体となった学校の活性化

- ・ 「児童・生徒、家庭、学校、地域社会、行政の五者が連携を図り、それぞれの役割と責任を明確にしながら、地域の子どもは地域で育てる」教育振興運動を推進します。
(再掲)

○ 教育・相談の体制や機能の充実

- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用など、学校における相談体制の整備、充実を図ります。
- ・ 子ども教育相談等により、児童・生徒の不登校や学習の悩み、非行、しつけなどの相談を実施します。

イ 多様な主体による取組の推進

- 相談体制の充実
 - ・ 複合的な困難を有する子ども・若者やその保護者等からの相談に応じ、行政機関と民間支援団体のネットワークを活用し、自立に向けた支援を実施できる相談拠点の構築を目指します。（再掲）
 - ・ 関係機関への紹介、その他の必要な情報の提供及び助言を行うことができる相談体制の構築を目指します。
- 民間団体等の育成支援の取組の促進
 - ・ 民間団体、有識者、行政機関等と連携・協力して、子ども・若者の育成支援に取り組む機運の醸成等に努めます。
- 多様な主体によるネットワークの構築
 - ・ 多様な主体による取組を支援するとともに、行政機関と民間支援団体のネットワークを構築し、情報及び意見の交換並びにその他の必要な連携を図るための機会を設けます。

ウ 地域における多様な担い手の育成

- 青少年リーダー等の育成
 - ・ 青少年関係団体等において、社会の中核を担う青少年リーダーを育成するために行われている活動を支援します。
 - ・ 体験活動指導者等の養成・研修を推進します。
- 民間協力者の確保
 - ・ 子ども・若者支援にあたっている民間協力者について、幅広い世代・分野からの人材の確保に努めます。
 - ・ 職業的自立を目指す子ども・若者が就労しやすいよう、企業や個人事業主等との連携を推進します。
- 同世代による相談・支援
 - ・ 同世代又は年齢が近い世代の学生ボランティアによる、相談・支援を充実させます。
 - ・ 非行など問題を抱えた少年の自立を支援する青年ボランティアの活動を支援します。

○ 子ども・若者自身のネットワークの形成支援

- ・ 子ども・若者に対する支援を同世代の子ども・若者が行う等，子ども・若者自身のネットワークの形成や強化のため，情報提供等の支援を行います。

エ 子育て支援等の充実

○ 子どもと子育てを応援する社会の実現に向けた取組

- ・ 「盛岡市子ども・子育て支援事業計画」に基づき，子育て家庭等への支援，待機児童の解消に向けた保育や放課後対策の充実を含めた保育サービス等の基盤整備，地域における子育て支援等の施策を推進します。

オ 子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応

○ 有害環境等への対応

- ・ 新聞やテレビ，インターネット等のメディアを通じて取得した情報を，主体的に判断することができる能力を身に付け，情報が与える影響について理解し，情報化社会で適切に行動するメディアリテラシーに関する教育を推進します。
- ・ いわゆる「青少年インターネット環境整備法」に基づき，青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動，フィルタリングの利用普及を推進します。
- ・ ゲーム等の利用に係る親子のルールづくり等，家庭における取組を支援します。
- ・ 携帯電話の利用実態の把握，学校における携帯電話の取扱いに関する方針の明確化，社会全体で見守る体制づくりを推進します。
- ・ 出会い系サイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の利用に起因する子ども・若者の被害を予防する取組を推進します。
- ・ 酒類やたばこの販売時における年齢確認の強化・徹底を要請するなど，関係業界への働きかけを行います。

【基本施策】

(2) 大人社会のあり方の見直し

子ども・若者は、ともに生きるパートナーであるという認識を持つとともに、仕事と家庭の調和を図るなど、これまで当然のこととして受け入れられてきた社会の仕組みの見直しを行う必要があります。

《施策の方向性》

ア ワーク・ライフ・バランスの実現

○ 就労環境の改善

- ・ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現して、家族や地域の中で充実した時間を持つことができるよう意識の浸透を図るとともに、就労環境を改善するため、関係機関と連携して企業に働きかけを行うなどの具体的な取組を進めます。

※仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現により、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」となる。

イ 人権意識の向上

○ 命を大切にする活動の推進

- ・ 中学生、高校生が、親と同じような立場に立って実際に乳幼児と触れ合い、遊び、さらに進んで世話をするといった体験活動を推進します。
- ・ LGBTなど性的少数者の多様な性のあり方について理解を深め、偏見・差別をなくすよう啓発に努めます。

○ 虐待等を行った保護者等への対応

- ・ 家族の養育機能の強化を図るための支援を充実し、地区担当保健師や民生委員・児童委員等により、見守りと支援を強化します。
- ・ 保護者に対し、虐待に陥らないよう、未然防止の啓発に努めます。

○ 家族や地域の大切さ等についての理解促進

- ・ 「いわて家庭の日（毎月第3日曜日）」における啓発を通じて、家族や地域の大切さ等についての理解を促進します。

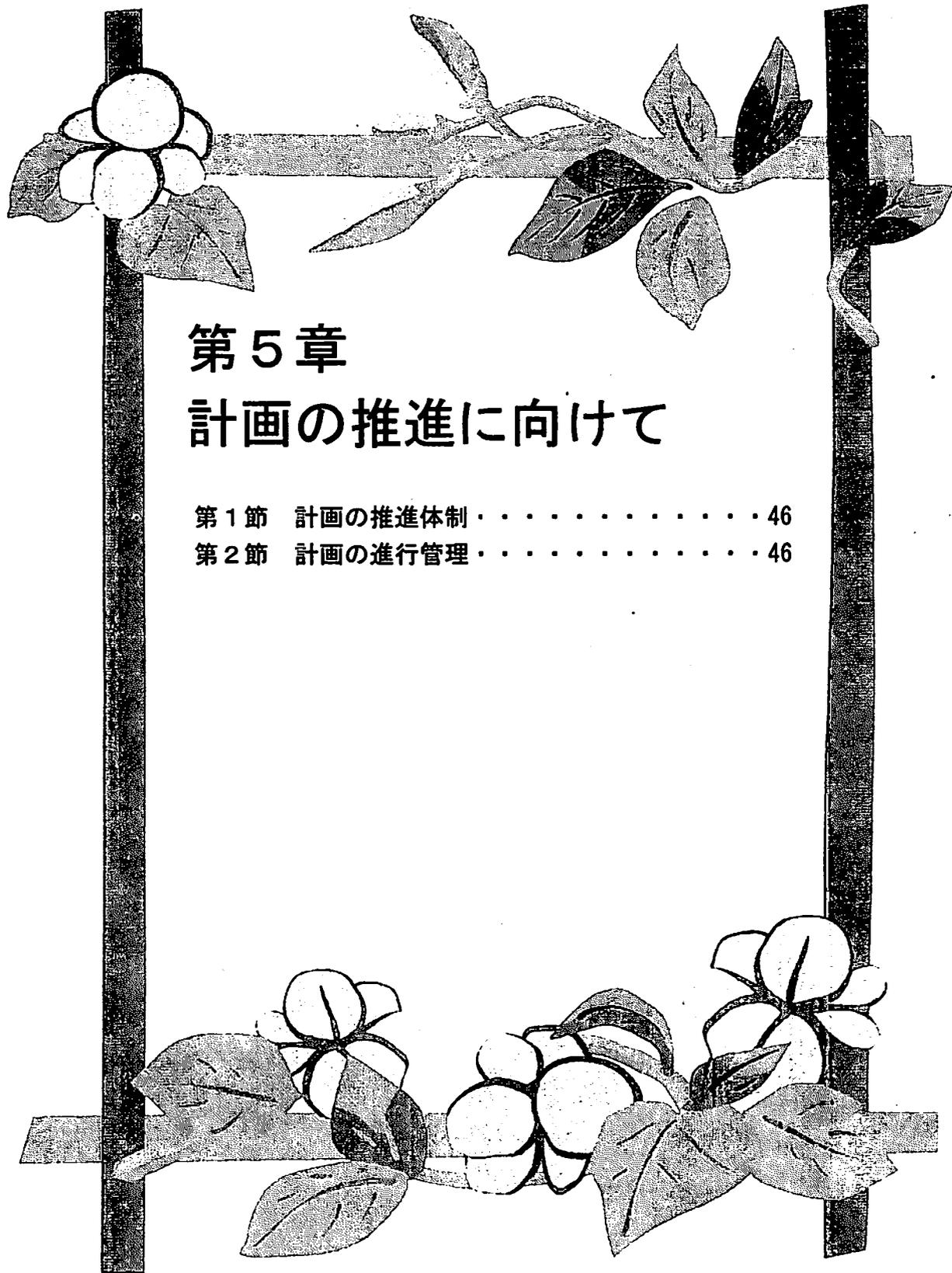
【成果指標】市の施策により直接的に成果の向上を目指す指標

成果指標	単位	現状 (H25)	目標 (H36)	方向	方法
もりおかユースネット ^(※) 登録数	件	—	30	↗	庁内調査
インターネット、携帯電話等に関する啓発回数（出前講座回数、DVD貸出件数）	回	4	12	↗	庁内調査
デートDV予防啓発講座受講人数	人	886	900	→	庁内調査
保育所の待機児童数	人	40	0	↘	庁内調査
赤ちゃんの駅DAKKOの設置施設数	箇所	70	70	→	庁内調査

(※)もりおかユースネットとは、市内で、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者の支援を目指す活動をしている団体（法人及び任意団体）が登録を行い、相互の情報発信及び情報共有を行うネットワークである。

【参考指標】市の施策により直接的に成果の向上を目指すことはできないが、進捗状況の目安となる指標

参考指標	単位	現状 (H25)	目標 (H36)	方向	方法
有害図書設置箇所	箇所	3		↘	県調査
育児休業取得率（母親）国統計	%	83		↗	厚生労働省調査
育児休業取得率（父親）国統計	%	2		↗	厚生労働省調査
県内企業・事業所行動調査における育児休業取得率（母親）県統計	%	—		↗	県調査
県内企業・事業所行動調査における育児休業取得率（父親）県統計	%	—		↗	県調査



第5章 計画の推進に向けて

第1節	計画の推進体制	46
第2節	計画の進行管理	46

第1節 計画の推進体制

この計画に掲げる施策は、事業を担当する部局で実施されるものですが、効果的な施策の推進を図るために、「盛岡市子ども・若者行政推進連絡会議」において、各部局が実施する施策や事務事業との連携の確保や実施状況の把握、情報交換と共有を行い、庁内で一体として計画の推進を図ることとします。

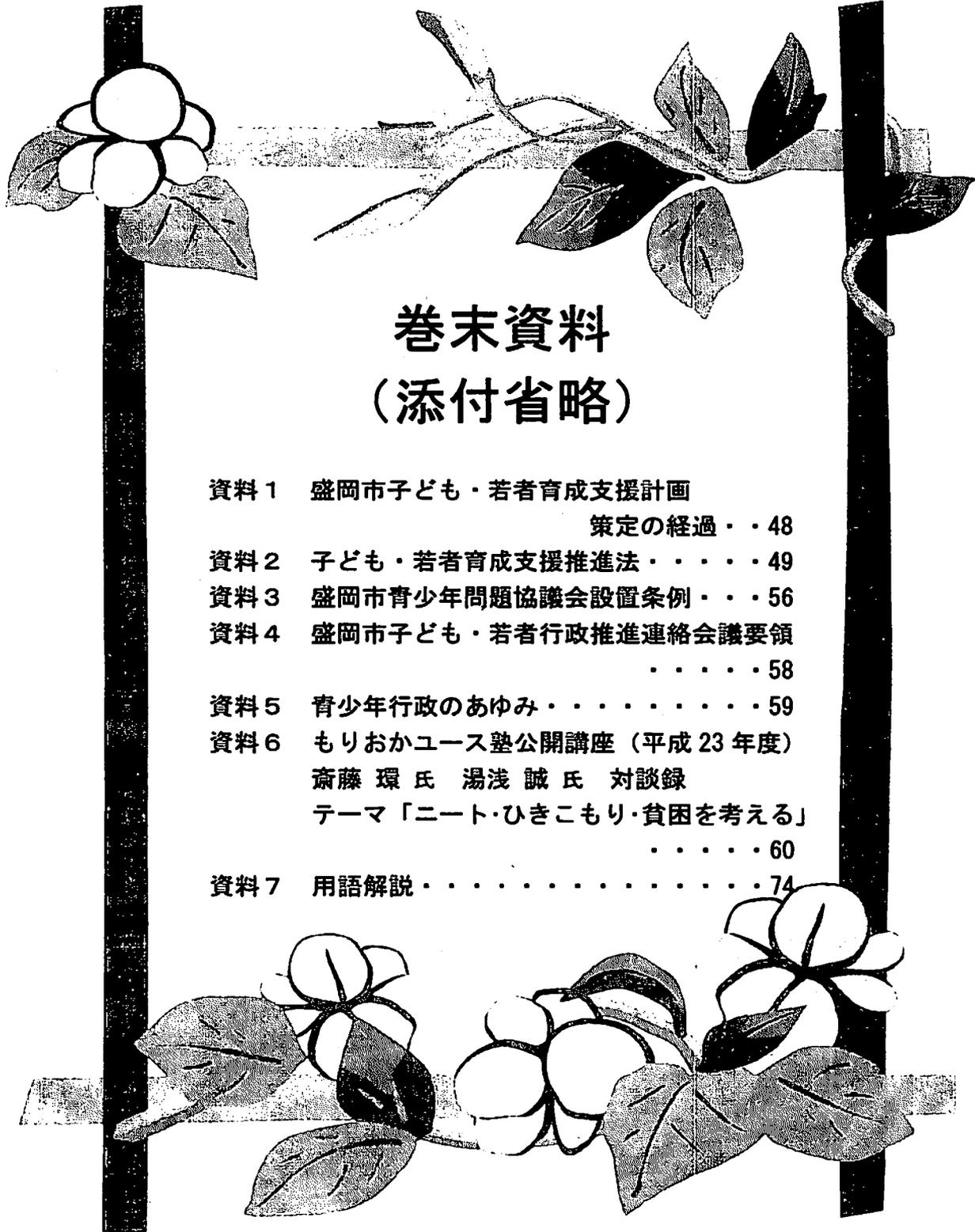
また、地域、教育・福祉・医療・警察等関係機関のほか、市内の子ども・若者の育成支援に関わる民間団体やボランティアなど、多様な主体と連携しながら市民協働により計画を推進します。

第2節 計画の進行管理

この計画は、「盛岡市青少年問題協議会」の提言及び幅広い市民の意見・要望を尊重したものです。

計画推進にあたっては、盛岡市青少年問題協議会をはじめ広く市民の意見を尊重します。

また、計画の実効性を確保するために指標を設定し、進捗状況について調査・検証して盛岡市青少年問題協議会に報告するとともに、市民に公表します。



卷末資料 (添付省略)

- 資料1 盛岡市子ども・若者育成支援計画
策定の経過・・・48
- 資料2 子ども・若者育成支援推進法・・・49
- 資料3 盛岡市青少年問題協議会設置条例・・・56
- 資料4 盛岡市子ども・若者行政推進連絡会議要領
・・・58
- 資料5 青少年行政のあゆみ・・・59
- 資料6 もりおかユース塾公開講座（平成23年度）
齋藤環氏 湯浅誠氏 対談録
テーマ「ニート・ひきこもり・貧困を考える」
・・・60
- 資料7 用語解説・・・74